

資 產 稅 關 係

目 次

◎令和元年11月5日付相続税法基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)のあらまし(情報)

《抜粋》

「相続税法基本通達」(法令解釈通達)関係

【第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係】

4-1 相続財産法人からの財産分与の時期等…………… 1

4-3 相続財産法人から与えられた分与額等…………… 3

【第9条((その他の利益の享受))関係】

9-13の2 配偶者居住権が合意等により消滅した場合…………… 4

【第30条((期限後申告の特則))関係】

30-1 法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者…………… 7

「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

【措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係】

69の4-20の2 新たに事業の用に供されたか否かの判定…………… 9

69の4-20の3 政令で定める規模以上の事業の意義等…………… 12

69の4-20の5 平成31年改正法附則による特定事業用宅地等に係る経過措置について…………… 18

69の4-26の2 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除の適用がある場合…………… 19

【措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))

関係】

70の2の2-9 教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税
関係等…………… 20

【措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))関係】

70の6の8-1 贈与者の意義等…………… 26

70の6の8-2 「全ての贈与」の意義…………… 28

70の6の8-3 特例受贈事業用資産の取得の意義等…………… 29

70の6の8-13 贈与者の事業の用に供されていた資産…………… 31

70の6の8-18 限度面積の判定について…………… 32

70の6の8-26 債務の引受けがないものとされる場合…………… 33

【措置法第70条の6の10((個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除))関係】

70の6の10-17 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除と小規模宅地等の特例を重
複適用する場合…………… 34

◎ 《リーフレット》

「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」……………37

◎令和元年9月30日付「『租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて』等の一部改正について(法令解釈通達)」の趣旨説明(情報)

《抜粋》

「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

【措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係】

35-9の2 要介護認定等の判定時期…………… 48
35-9の3 特定事由により居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までの利用制限…………… 53

「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)関係

【法第33条《譲渡所得》関係】

33-1の6 遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転…………… 55

【法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係】

38-7の2 遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費…………… 59

<省略用語例>

本資料において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

措置法、(措法)	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
措置法令、(措令)	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)
(措規)	租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)
(改正前措令)	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第102号)による改正前の措置法令
措置法通達(措通)	租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて(平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同)、租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて(昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同)、租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて(昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同)
所得税法、(所法)	所得税法(昭和40年法律第33号)
所得税基本通達(所基通)	所得税基本通達の制定について(昭和45年7月1日付直審(所)30)
(改正法)	所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)
建物の区分所有等に関する法律	建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)
介護保険法	介護保険法(平成9年法律第123号)
介護保険法施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
老人福祉法	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
中小企業等経営強化法	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)
民法	民法(明治29年法律第89号)

※ 各法令等は、令和元年9月26日現在による。

「相続税法基本通達」(法令解釈通達) 関係

【第4条(遺贈により取得したものとみなす場合)関係】

(相続財産法人からの財産分与の時期等)

4—1 民法第958条の3第1項((特別縁故者に対する相続財産の分与))の規定による相続財産の分与については、次のような段階を経て行われるので、相続開始後相当の期間(最短13か月)を経て行われることに留意する。

・ ・ ・

また、特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額については、同法第1050条第2項((特別の寄与))の規定により、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過するまで又は相続開始の時から1年を経過するまで家庭裁判所に対し処分の請求ができることから、相続開始後相当の期間を経て確定しうることに留意する。

※下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号。以下「民法等改正法」という。)第1条の規定による民法(明治29年法律第89号)の改正により、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び民法第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下「特別寄与料」という。)の支払いを請求することができることとされた。

上記の特別の寄与の制度の創設を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第3条の規定による相続税法の改正により、特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を当該特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から遺贈により取得したものとみなすこととされた(相法4②)。

また、特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額が当該特別寄与者に係る課税価格に算入される場合には、当該特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産について、当該相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から当該特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額によることとされた(相法13④)。

なお、支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した場合において、新たに相続税の申告書を提出すべき要件に該当することとなった者については当該相続税の申告書を、相続税の申告書又は期限後申告書を提出した者について既に確定した相続税額に不足が生じたときには修正申告書を、その確定したことを知った日の翌日から10か月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされた(相法29①、31②)。また、支払うべき特別寄与料の額が確定した場合において、相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者の当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額が過大となったものは、その確定したことを知った日の翌日から4か月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされた(相法32①七)。

(注) 上記のとおり、特別寄与料の額が確定した場合、その支払いを受けることとなる特別寄与者の申告書の提出期限とその支払いをすることとなる相続人の行う更正の請求の期限とは異なることに留意する。

この特別寄与料の額については、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過するまで又は相続開始の時から1年を経過するまで家庭裁判所に対し処分の請求が可能であり、その後、審判等により確定することになる。そのため、その処分の請求がされた場合には、特別寄与料の額が確定するまでに相当の期間を要することも想定されることから、相続税の課税関係も、相続の開始があつてから相当の期間経過後に生じ得ることになる。本通達ではこのことを留意的に明らかにした。

《参考条文》

○民法(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)による改正後)(抄)
第十章 特別の寄与

第千五十条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払いを請求することができる。

- 2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
- 4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

(相続財産法人から与えられた分与額等)

4—3 民法第958条の3の規定により相続財産の分与を受けた者が、当該相続財産に係る被相続人の葬式費用又は当該被相続人の療養看護のための入院費用等の金額で相続開始の際にまだ支払われていなかったものを支払った場合において、これらの金額を相続財産から別に受けていないとき又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が、現実に当該被相続人の葬式費用を負担した場合には、分与を受けた金額又は特別寄与料の額からこれらの費用の金額を控除した価額をもって、当該分与された価額又は特別寄与料の額として取り扱う。

※下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

特別寄与者は、被相続人に対して無償で療養看護等をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした相続人以外の一定の被相続人の親族とされている。

この特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を、当該特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から遺贈により取得したものとみなすこととされた(相法4②)。他方、相続税の課税価格の計算上、控除することができる被相続人に係る葬式費用については、相続人又は包括受遺者が負担したものに限られているため(相法13)、これらの者に該当しない場合の特別寄与者が被相続人の葬式費用を現実に負担した場合には、当該葬式費用について相続税の課税価格から控除されないこととなる。

しかし、当該葬式費用は当該特別寄与者が本来道義的に負担したものであり、相続税の課税価格の計算上それを考慮しないのも適当ではないと考えられるため、本通達では、特別寄与者が現実に負担した被相続人の葬式費用については、債務控除方式ではなく、特別寄与料の額から控除することとし、この控除した後の価額をもって相続税の課税財産となる特別寄与料の額として取り扱うことを明らかにした。

【第9条((その他の利益の享受)関係)】

(配偶者居住権が合意等により消滅した場合)

9—13の2 配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者と当該配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意若しくは当該配偶者による配偶者居住権の放棄により消滅した場合又は民法第1032条第4項((建物所有者による消滅の意思表示))の規定により消滅した場合において、当該建物の所有者又は当該建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。)の所有者(以下9—13の2において「建物等所有者」という。)が、対価を支払わなかったとき、又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、原則として、当該建物等所有者が、その消滅直前に、当該配偶者が有していた当該配偶者居住権の価額に相当する利益又は当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額(対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額)を、当該配偶者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。

(注) 民法第1036条((使用貸借及び賃貸借の規定の準用))において準用する同法第597条第1項及び第3項((期間満了及び借主の死亡による使用貸借の終了))並びに第616条の2((賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了))の規定により配偶者居住権が消滅した場合には、上記の取り扱いはないことに留意する。

(新設)

(説明)

民法等改正法第2条の規定による民法の改正により、被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき等は、その居住していた建物(以下「居住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をする権利(以下「配偶者居住権」という。)を取得することとされ、配偶者の終身の間又は遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき等においてはその定めるところまで存続することとされた(民法1028等)。

この配偶者居住権は、定められた存続期間の延長や更新はできないと解されているが、配偶者居住権を取得した被相続人の配偶者と当該配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意若しくは当該配偶者による配偶者居住権の放棄又は民法第1032条第4項((建物所有者による消滅の意思表示))の規定による建物の所有者の意思表示によって、配偶者居住権を消滅させることはできるとされている。なお、配偶者居住権の放棄を条件として、これにより利益を受ける当該建物の所有者又は当該建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。)の所有者(以下「建物等所有者」という。)から配偶者が金銭の支払いを受ける合意が成立する場合には、配偶者は配偶者居住権を事実上換価することができることとされている。

これらの事由により配偶者居住権の存続期間の満了前に配偶者居住権が消滅することとなった場合において、建物等所有者が、その対価を支払わなかったとき、又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、適正な対価の支払いなしに、建物等所有者が当初予定されていた存続期間の満了を待たずに居住建物等の使用収益ができることとなり、配偶者から建物等所有者へ居住建物等を使用収益する権利が移転したものと考えられることから、原則として、相続税法第9条の規定により、建物等所有者が、当該配偶者が有していた当該配偶者居住権の価額に相当する利益又は当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利(敷地利用権)の価額に相当する利益に相当する金額(対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額)を、当該配偶者から贈与により取得したものとみなされることとなる。本通達ではこのことを留意的に明らかにした。

他方で、配偶者居住権が、配偶者の死亡若しくは存続期間の満了又は居住建物の焼失等による全部滅失等により消滅した場合(民法第1036条において準用する同法第597条第1項及び第3項並びに第616条の2)は、上記の場合と異なり、配偶者は、その消滅の時に当初設定した配偶者居住権に基づき建物の使用収益が完了に至るなど、配偶者から建物等所有者へ移転し得る経済的価値は存在しないと考えられるため、原則として、相続税法第9条の規定の適用はないと考えられる。本通達(注)ではこのことを留意的に明らかにした。

【設例(イメージ)】

○子が建物と土地を相続し、被相続人の配偶者(女性:配偶者居住権設定時70歳)が配偶者居住権(存続期間:終身(平均余命年数:20年(厚生労働省・完全生命表)))を取得し、その10年後

に、対価の支払いなく子と配偶者の合意により配偶者居住権が消滅した場合
 [消滅直前(相続開始から10年後)の各権利の価額]

- [前提]・建物 経過年数：14年 耐用年数：33年 相続税評価額：650万円
 ・土地 相続税評価額：9,000万円
 ・複利現価率：0.701(法定利率3%、12年間(80歳女性の平均余命年数(厚生労働省・完全生命表)))

①配偶者居住権の価額

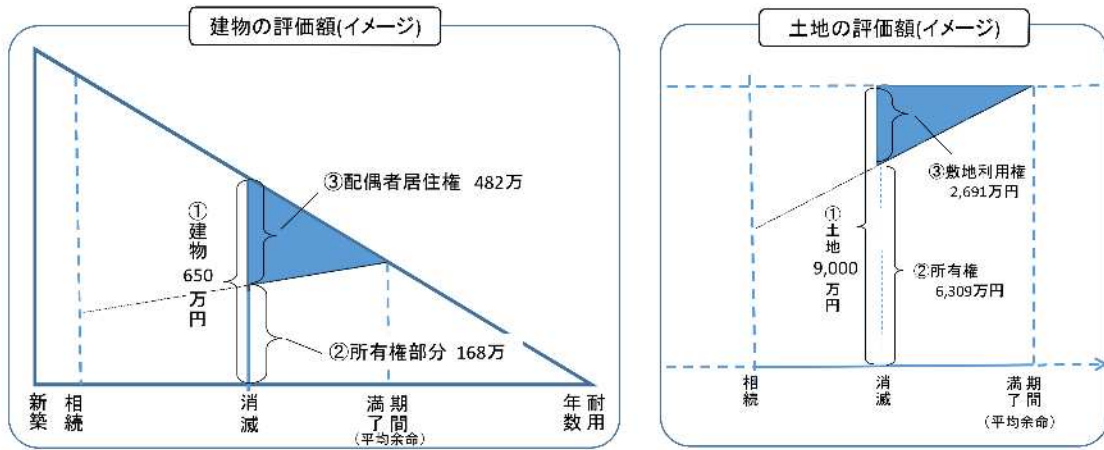
$$650 \text{ 万円} - 650 \text{ 万円} \times \frac{33-14-12}{33-14} \times 0.701 = \boxed{482 \text{ 万円}}$$

※居住建物の所有権部分の価額 650万円 - 482万円 = 168万円

②敷地利用権の価額

$$9,000 \text{ 万円} - 9,000 \text{ 万円} \times 0.701 = \boxed{2,691 \text{ 万円}}$$

※土地の所有権部分の価額 9,000万円 - 2,691万円 = 6,309万円



[合意による消滅時の課税関係]

子が、配偶者居住権の価額に相当する利益(482万円)及び敷地利用権の価額に相当する利益(2,691万円)を、被相続人の配偶者から贈与により取得したものとみなされる。

《参考条文》

○民法(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)による改正後)(抄)
 (配偶者居住権)

第千二十八条 被相続人の配偶者(以下この章において単に「配偶者」という。)は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をする権利(以下この章において「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

- 一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

2 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。

3 第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

(審判による配偶者居住権の取得)

第千二十九条 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

- 一 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。
- 二 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必

要があると認めるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

（配偶者居住権の存続期間）

第一千三十条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

（配偶者による使用及び収益）

第一千三十二条 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することを妨げない。

2 配偶者居住権は、譲渡することができない。

3 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。

4 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

（使用貸借及び賃貸借の規定の準用）

第一千三十六条 第五百九十七条第一項及び第三項、第六百条、第六百十三条並びに第六百十六条の二の規定は、配偶者居住権について準用する。

（期間満了等による使用貸借の終了）

第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。

2 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

（賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了）

第六百十六條の二 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。

【第 30 条 ((期限後申告の特則))関係】

(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)

30—1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。

．．．

(3) 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと。

．．．

※下線部分が改正部分である。

(改正)

(説明)

民法等改正法第1条の規定による民法の改正により、遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずることとされていた改正前の民法の規律が見直され、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとされるなど遺留分制度に関する見直しが行われた。この見直しに伴い、令和元年度税制改正における相続税法の改正では、民法の改正前と同様の課税関係を前提とした上で規定の整備が行われたため、本通達においても所要の整備を行った。

民法の改正後の遺留分侵害額に係る相続税の課税関係については、遺留分制度が、兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、被相続人の意思にかかわらず被相続人の財産から最低限の取り分を確保する趣旨で設けられているとされていることから、相続人(遺留分権利者)等が遺留分侵害額の支払いを請求し金銭を取得することとなった場合には、遺留分権利者等については、その金銭債権は相続により取得したのものとして相続税の課税対象となり、当該金銭を支払うこととなった受遺者又は受贈者(遺留分義務者)については、その金銭債務は相続税又は贈与税の課税価格から除かれることとなる(下記参考を参照)。

なお、相続税の申告時又は更正若しくは決定時において当事者間にその請求について争いがあり、遺留分侵害額が確定していないときは、不確定事実を基として課税することは事実上困難であることから、当該請求がなかったものとして課税価格を計算することとなり(相通11の2-4)、その後、その争いが確定し、それにより支払いを受ける金銭の額が確定した場合において、新たに相続税の申告書を提出すべき要件に該当することとなった者については期限後申告書を、相続税の申告書等を提出した者について既に確定した相続税額に不足が生じたときは修正申告書を提出することができることとなる(相法30、31)。他方で、支払うべき金銭の額が確定し、相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者がその申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額が過大となったときは、更正の請求をすることができることとなる(相法32)。

(参考)

○ 遺留分侵害額が確定したときの相続税の課税価格の計算

- 1 遺留分制度は、兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、被相続人の意思にかかわらず、被相続人の財産から最低限の取り分を確保する趣旨で設けられているとされており、その相続人（遺留分権利者）等は、受遺者等に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができ、受遺者等（遺留分義務者）は、遺贈の目的の価額等を限度としてその遺留分侵害額を負担することとされている（民法 1046、1047）。
- 2 遺留分侵害額の支払いの請求がされた場合において、その金額が確定したときの相続税の課税価格の計算は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなる（相法 11 の 2）。
 - (1) 金銭の支払いを受ける相続人（遺留分権利者）等 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額と遺留分侵害額の支払いの請求の基因となった遺贈又は贈与に係る遺留分侵害額に相当する価額との合計額
 - (2) 金銭を支払う受遺者（遺留分義務者） 相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から遺留分侵害額の支払いの請求の基因となった遺贈に係る遺留分侵害額に相当する価額^(注)を控除した金額

(注) 贈与に係る遺留分侵害額に相当する価額については、受贈者の贈与税の課税価格から控除することとなる。
- 3 この場合の遺留分侵害額に相当する価額は、相続開始の時点における時価であることを要するが（相法 22）、その金額については、代償分割が行われた場合（相通 11 の 2－10）に準じて計算することとして差し支えない。

この場合の遺留分侵害額に相当する価額については、具体的には、遺留分侵害額の支払いの請求の基因となった遺贈又は贈与に係る財産が特定され、かつ、その財産の相続開始の時点における通常の取引価額を基として当該遺留分侵害額が決定されている場合には、その「遺留分侵害額」に、「遺留分侵害額の支払いの請求の基因となった遺贈又は贈与に係る財産の相続開始の時点における相続税評価額（財産評価基本通達の定めにより評価した価額）」が「その財産の遺留分侵害額の決定の基となった相続開始の時点における価額」に占める割合を掛けて求めた価額となる。

(注) 共同相続人及び包括受遺者（遺留分義務者を含む。）の全員の協議に基づいて、上記の方法に準じた方法又は他の合理的と認められる方法によりその遺留分侵害額に相当する価額を計算して申告する場合は、その申告した額として差し支えない。
- 4 なお、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いに代えて、その債務の履行として資産を交付する場合には、遺留分侵害額に係る金銭債務を履行するための資産の移転（代物弁済）となるので、その履行をした者については、原則として、その履行により消滅した金銭債務の額に相当する価額によりその資産を譲渡したとして、所得税が課税される（所法33、所通33－1の6）。

「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）関係
【措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係】

（新たに事業の用に供されたか否かの判定）

69の4—20の2 措置法第69条の4第3項第1号の「新たに事業の用に供された宅地等」とは、事業（貸付事業（同項第4号に規定する貸付事業をいう。以下69の4—20の2において同じ。）を除く。以下69の4—20の5までにおいて同じ。）の用以外の用に供されていた宅地等が事業の用に供された場合の当該宅地等又は宅地等若しくはその上にある建物等につき「何らの利用がされていない場合」の宅地等が事業の用に供された場合の当該宅地等をいうことに留意する。

したがって、例えば、居住の用又は貸付事業の用に供されていた宅地等が事業の用に供された場合の当該事業の用に供された部分については、「新たに事業の用に供された宅地等」に該当するが、事業の用に供されていた宅地等が他の事業の用に供された場合の当該他の事業の用に供された部分については、これに該当しないことに留意する。

また、次に掲げる場合のように、事業に係る建物等が一時的に事業の用に供されていなかったと認められるときには、当該建物等に係る宅地等は、上記の「何らの利用がされていない場合」の宅地等に該当しないことに留意する。

(1) 継続的に事業の用に供されていた建物等につき建替えが行われた場合において、建物等の建替え後速やかに事業の用に供されていたとき（当該建替え後の建物等を事業の用以外の用に供していないときに限る。）

(2) 継続的に事業の用に供されていた建物等が災害により損害を受けたため、当該建物等に係る事業を休業した場合において、事業の再開のための当該建物等の修繕その他の準備が行われ、事業が再開されていたとき（休業中に当該建物等を事業の用以外の用に供していないときに限る。）

(注) 1 建替えのための建物等の建築中に相続が開始した場合には69の4—5の取扱いが、また、災害による損害のための休業中に相続が開始した場合には69の4—17の取扱いが、それぞれあることに留意する。

2 (1)又は(2)に該当する場合には、当該宅地等に係る「新たに事業の用に供された」時は、(1)の建替え前又は(2)の休業前の事業に係る事業の用に供された時となることに留意する。

3 (1)に該当する場合において、建替え後の建物等の敷地の用に供された宅地等のうちに、建替え前の建物等の敷地の用に供されていなかった宅地等が含まれるときは、当該供されていなかった宅地等については、新たに事業の用に供された宅地等に該当することに留意する。

（新設）

（説明）

令和元年度税制改正では、特定事業用宅地等（措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等をいう。以下同じ。）の範囲から、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等で、相続開始前3年以内に新たに事業（貸付事業（同項第4号に規定する貸付事業をいう。以下69の4—20の2において同じ。）を除く。以下69の4—20の5までにおいて同じ。）の用に供された宅地等を除くこととされたが、当該宅地等の上で、被相続人等が政令で定める規模以上の事業（以下69の4—20の2において「特定事業」という。）を行っていた場合の当該宅地等については、相続開始前3年以内に新たに事業の用に供されたものであっても、その範囲から除かれないこととされた（措法69の4③一）。

この改正により、小規模宅地等の特例の適用に当たっては、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等が、相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等に該当するかどうかの判定が必要となるが、本通達は、この「新たに事業の用に供された宅地等」とは、

①事業の用以外の用に供されていた宅地等が事業の用に供された場合の当該宅地等、

②宅地等若しくはその上にある建物等につき「何らの利用がされていない場合」の宅地等が事業の用に供された場合の当該宅地等

をいうことを留意的に明らかにした。したがって、例えば、居住の用又は貸付事業の用など事業の用以外の用に供されていた宅地等が事業の用に供された場合や、何らの利用がされていない宅地等が、例えば、支店の敷地などとして事業の用に供された場合におけるこれらの事業の用に供

された部分については、「新たに事業の用に供された宅地等」に該当することとなる。

他方、既に被相続人等の事業の用に供されていた宅地等が当該被相続人等の他の事業の用に供された場合（転業した場合など）の当該他の事業の用に供された部分や、被相続人等が借り受けていた宅地等を事業の用に供していた場合において、当該被相続人等が当該宅地等を取得して引き続き事業の用に供したときの当該事業の用に供された部分については、「新たに事業の用に供された宅地等」に該当しないこととなる。

なお、上記の判定は、被相続人又は生計一親族（被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいう。以下69の4—20の3までにおいて同じ。）のそれぞれの利用状況により行うことから、例えば、他の者が事業を行っている宅地等を被相続人又は生計一親族が取得して、その事業を継続したとしても、従前の事業は被相続人又は生計一親族が行っていたものではないため、その宅地等は、上記①の宅地等に該当することとなる。したがって、例えば、生計一親族の事業の用に供されている宅地等を被相続人が取得して、その事業を被相続人が継続した場合のその宅地等も、上記①の宅地等に該当することとなるが、被相続人が相続開始前3年以内に開始した相続又はその相続に係る遺贈により事業の用に供されていた宅地等を取得し、かつ、その取得の日以後当該宅地等を引き続き事業の用に供していた場合におけるその宅地等については、この「新たに事業の用に供された宅地等」に該当しないこととされている（措令40の2⑨）。

《建物等が一時的に事業の用に供されていなかったと認められる場合》

また、建物等を建て替える場合には、新たな建物等が建築され、事業の用に供されるまでは、当該建物等の敷地である宅地等は利用されていない状態となる。そこで、このような建物等を事業の用に供したときは、措置法第69条の4第3項第1号の「新たに事業の用に供された宅地等」に該当するのではないかと、との疑問も生じる。

もっとも、相続開始の時ににおいて被相続人等の事業の用に供されていたかどうかの判定に当たっては、事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合など、従前から営んでいた事業が一時的に中断されたに過ぎない場合には、被相続人等によって営まれていた事業が継続していることとみることができることから、当該宅地等については被相続人等の事業の用に供されていたものとする取扱いがなされているところであり（69の4—5（（事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合）等）、「新たに事業の用に供された宅地等」かどうかの判定に当たっても、相続開始の時ににおける取扱いと同様に解することが整合的である。

そこで、本通達では、次に掲げる場合のように、当該事業に係る建物等が一時的に事業の用に供されていなかったと認められるときには、当該建物等に係る宅地等は、上記の「何らの利用がされていない場合」の宅地等に該当しないことを留意的に明らかにした。

- (1) 継続的に事業の用に供されていた建物等につき建替えが行われた場合において、建物等の建替え後速やかに事業の用に供されていたとき（当該建替え後の建物等を事業の用以外の用に供していないときに限る。）
- (2) 継続的に事業の用に供されていた建物等が災害により損害を受けたため、当該建物等に係る事業を休業した場合において、事業の再開のための当該建物等の修繕その他の準備が行われ、事業が再開されていたとき（休業中に当該建物等を事業の用以外の用に供していないときに限る。）

また、本通達は、相続開始前に上記(1)又は(2)の事由が生じた場合の取扱いであるところ、相続開始の時ににおいて、(1)の事由が生じている場合には69の4—5の取扱いが、また、(2)の事由が生じている場合には69の14—17（（災害のため事業が休止された場合））の取扱いが、それぞれなされることから、本通達の(注)の1でこのことを留意的に明らかにした。

なお、69の4—5は被相続人等の事業の用に供されている建物等の建替えだけでなく、当該建物等の移転の場合もその取扱いの対象としているが、当該建物等の移転先の宅地等は移転前の宅地等とは異なることから、当該移転先の宅地等が上記①又は②に該当する場合のその宅地等は「新たに事業の用に供された宅地等」に該当することとなる。

次に、(1)又は(2)に該当する場合には、当該宅地等に係る「新たに事業の用に供された」時は、(1)の建替え前又は(2)の休業前に行っていた事業に係る事業の用に供された時となることを、本通達の(注)の2で留意的に明らかにした。なお、その行っていた事業の前に(1)又は(2)に該当していた場合には、その行っていた事業の前の事業に係る事業の用に供された時に、順次遡ることとなる。

また、(1)に該当する場合において、建替え後の建物等の敷地の用に供された宅地等のうちに、

建替え前において建物等の敷地の用に供されておらず上記①又は②に該当する宅地等が含まれる
ときの当該宅地等については、「新たに事業の用に供された宅地等」に該当することとなる。本
通達の(注)の3でこのことを留意的に明らかにした。

(政令で定める規模以上の事業の意義等)

69の4—20の3 措置法令第40条の2第8項で定める規模以上の事業は、次に掲げる算式を満たす場合における当該事業(以下69の4—20の3において「特定事業」という。)であることに留意する。

なお、特定事業に該当するか否かの判定は、下記の特定宅地等ごとに行うことに留意する。

(算式)

$$\frac{\text{事業の用に供されていた減価償却資産(注1)のうち被相続人等が有していたもの(注2)の相続の開始の時ににおける価額の合計額}}{\text{新たに事業の用に供された宅地等(以下69の4—20の3において「特定宅地等」という。)(注3)の相続の開始の時ににおける価額}} \geq \frac{15}{100}$$

(注)1 「減価償却資産」とは、特定宅地等に係る被相続人等の事業の用に供されていた次に掲げる資産をいい、当該資産のうち当該事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、当該事業の用に供されていた部分に限ることに留意する。

① 特定宅地等の上に存する建物(その附属設備を含む。)又は構築物

② 所得税法第2条第1項第19号((定義))に規定する減価償却資産で特定宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていたもの(①に掲げるものを除く。)

なお、当該事業が特定宅地等を含む一の宅地等の上で行われていた場合には、特定宅地等を含む一の宅地等の上に存する建物(その附属設備を含む。)又は構築物のうち当該事業の用に供されていた部分並びに上記②の減価償却資産のうち特定宅地等を含む一の宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていた部分(当該建物及び当該構築物を除く。)は、上記①又は②に掲げる資産にそれぞれ含まれることに留意する。

また、上記②に掲げる資産が、共通して当該業務及び当該業務以外の業務の用に供されていた場合であっても、当該資産の全部が上記②に掲げる資産に該当することに留意する。

おって、「事業の用に供されていた減価償却資産」に該当するか否かの判定は、特定宅地等を新たに事業の用に供した時ではなく、相続開始の直前における現況によって行うことに留意する。したがって、例えば、特定宅地等を新たに事業の用に供した後に被相続人等が取得した上記②に掲げる資産も上記算式の分子に含まれることに留意する。

2 「被相続人等が有していたもの」は、事業を行っていた被相続人又は事業を行っていた生計一親族(被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいう。)が、自己の事業の用に供し、所有していた減価償却資産であることに留意する。

3 「特定宅地等」は、相続開始の直前において被相続人が所有していた宅地等であり、当該宅地等が数人の共有に属していた場合には当該被相続人の有していた持分の割合に应ずる部分であることに留意する。

(新設)

(説明)

令和元年度税制改正では、特定事業用宅地等について節税を目的とした駆け込み的な適用など本来の趣旨を逸脱した小規模宅地等の特例の適用を防止するため、特定事業用宅地等の範囲から、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等で、相続開始前3年以内に新たに事業の用に供されたもの(以下69の4—20の3において「特定宅地等」という。)を除くこととされた。しかし、「相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等」であっても、当該宅地等の上で被相続人等が政令で定める規模以上の事業(以下69の4—20の3において「特定事業」という。)を行っていた場合の当該宅地等については、特定事業用宅地等の範囲から除かれないこととされた(措法69の4③一)。

この特定事業は、措置法令第40条の2第8項で定められており、本通達では、この特定事業に該当する要件等を算式等で明らかにした。具体的には、特定事業とは次に掲げる算式を満たす場合におけるその事業をいい、特定宅地等が複数ある場合や相続開始前3年を超えて既に事業の用に供している他の宅地等がある場合であっても、この特定事業に該当するか否かの判定は、それぞれの特定宅地等ごとに当該算式を満たすか否かで判定することとなる。したがって、例えば、特定宅地等が甲宅地と乙宅地の複数ある場合には、甲宅地と乙宅地のそれぞれで上記算式を満た

すか否かを判定し、当該算式を満たさないときのその算式の分母に係る宅地等については、特定事業用宅地等の範囲から除かれることとなり、当該算式を満たすときのその算式の分母に係る宅地等については、特定事業用宅地等の範囲から除かれないこととなる。

(算式)

$$\frac{\text{事業の用に供されていた減価償却資産(注1)のうち被相続人等が有していたもの(注2)の相続の開始の時点における価額の合計額}}{\text{新たに事業の用に供された宅地等(特定宅地等)(注3)の相続の開始の時点における価額}} \geq \frac{15}{100}$$

(注) 1 分子の「減価償却資産」について

上記算式の「減価償却資産」は、特定宅地等に係る被相続人等の事業の用に供されていた次に掲げる資産をいい、当該資産のうち当該事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、当該事業の用に供されていた部分（例えば、店舗併用住宅の場合はその店舗部分。事例1参照）に限る。

① 特定宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物

② 所得税法第2条第1項第19号((定義))に規定する減価償却資産で特定宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていたもの（①に掲げるものを除く。）

なお、上記②に掲げる資産が、特定宅地等の上で行われる事業に係る業務に加え、他の事業所での業務でも使用している場合など、共通してその業務の用に供されていた場合には、特定宅地等の上で行われる事業に係る業務の用に供されていた部分に限ることなく、当該業務以外の業務の用に供されていた部分も含め、その資産の全部が上記②に掲げる資産に該当することとなる。

また、特定事業は、相続開始の時点における減価償却資産の価額及び特定宅地等の価額を基に判定されるため、上記算式の「事業の用に供されていた減価償却資産」に該当するか否かの判定は、特定宅地等を新たに事業の用に供した時ではなく、相続開始の直前における現況によって行うこととなる。したがって、例えば、特定宅地等を新たに事業の用に供した後に、被相続人等が取得し相続開始の直前まで事業の用に供されていた上記②に掲げる資産については上記算式の分子に含まれることとなるが、特定宅地等を新たに事業の用に供した時において、既に事業の用に供されていた上記②に掲げる資産が、その後、廃棄等により相続開始直前に事業の用に供されていなかった場合における当該資産などについては、その分子に含まれないこととなる。

なお、被相続人等の事業が特定宅地等を含む一の宅地等（敷地）の上で行われていた場合には、特定宅地等を含む一の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物のうち当該事業の用に供されていた部分並びに上記②の減価償却資産のうち特定宅地等を含む一の宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていた部分（当該建物及び当該構築物を除く。）は、上記①又は②に掲げる資産にそれぞれ含まれる（事例3参照）。

2 分子の「被相続人等が有していたもの」について

「被相続人等が有していたもの」とは、事業を行っていた被相続人又は事業を行っていた生計一親族が、自己の事業の用に供し、所有していた減価償却資産となる。したがって、例えば、被相続人が保有していた減価償却資産について、被相続人の事業の用に供されていたものはこれに該当するが、生計一親族の事業の用に供されていたものはこれに該当しないこととなる。

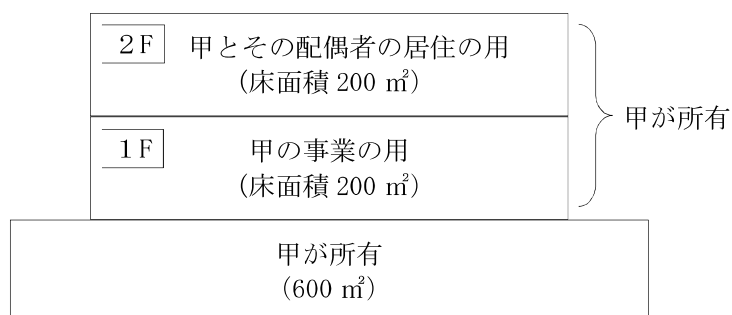
3 分母の「特定宅地等」について

「特定宅地等」は、相続開始の直前において被相続人が所有していた宅地等であるため、当該宅地等が数人の共有に属していた場合には当該被相続人の有していた持分の割合に応ずる部分となる。

【設例】

(事例1) 事業の用以外の用に供されていた部分がある場合の特定事業の判定

問 被相続人甲は、その相続開始前3年以内に宅地等(600㎡)と建物を取得し、取得後直ちに下図のように利用し、相続開始直前まで居住の用及び事業の用に供していた。この場合の措置法令第40条の2第8項に定める規模以上の事業(特定事業)は、どのように計算して判定するのか。



建物の相続税評価額 7,000,000円 宅地等の相続税評価額 20,000,000円

建物(1F)で甲の事業に係る業務で使用していた甲所有の機械装置の相続税評価額 1,000,000円

本事例における特定事業の判定は次のとおりとなる。

- 1 減価償却資産のうち事業の用に供されていた部分で被相続人が有していたものの相続開始時の価額(分子)

$$7,000,000 \text{円(建物の価額)} \times \frac{200 \text{㎡ (1F部分の床面積)}}{400 \text{㎡ (建物の総床面積)}} + 1,000,000 \text{円(機械装置の価額)} \\ = \boxed{4,500,000 \text{円}} \text{ (減価償却資産の価額の合計額)}$$

- 2 宅地等のうち新たに事業の用に供された部分の相続開始時の価額(分母)

- ① 宅地等のうち新たに事業の用に供された部分(特定宅地等)

$$600 \text{㎡(宅地等の面積)} \times \frac{200 \text{㎡ (1F部分の床面積)}}{400 \text{㎡ (建物の総床面積)}} = 300 \text{㎡ (特定宅地等の面積)}$$

- ② ①の相続開始時の価額

$$20,000,000 \text{円(宅地等の価額)} \times \frac{300 \text{㎡ (特定宅地等の面積)}}{600 \text{㎡ (宅地等の面積)}} = \boxed{10,000,000 \text{円}} \text{ (特定宅地等の価額)}$$

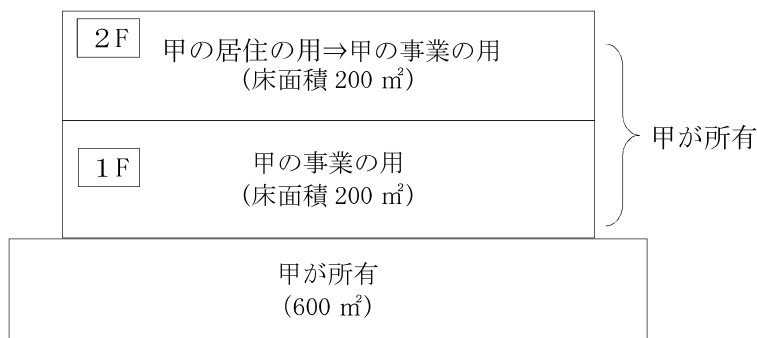
- 3 特定事業の判定

$$\frac{4,500,000 \text{円(減価償却資産の価額の合計額)}}{10,000,000 \text{円 (特定宅地等の価額)}} = \boxed{0.45} \geq \boxed{0.15}$$

したがって、当該事業は特定事業に該当することとなり、上記2の新たに事業の用に供された部分(300㎡)について、他の要件を満たす場合には、特定事業用宅地等に該当することとなる。

(事例2) 事業を行っていた者が宅地等を新たに同じ事業の用に供した場合の特定事業の判定

問 被相続人甲は、その相続開始の5年前から自己の所有する宅地等(600㎡)の上に建物1棟を所有し、1F部分を事業の用に、2F部分を居住の用に供していたが、相続開始前3年以内に、居住の用に供していた2F部分を、新たに、1F部分と同じ事業の用に供することとし、相続開始直前まで引き続き事業の用に供していた。この場合の措置法令第40条の2第8項に定める規模以上の事業(特定事業)は、どのように計算して判定するのか。



建物の相続税評価額 1,500,000円 宅地等の相続税評価額 15,000,000円

宅地等の上で行われる甲の事業に係る業務で使用していた甲所有の車両の相続税評価額 500,000円

本事例における特定事業の判定は次のとおりとなる。

- 1 減価償却資産のうち事業の用に供されていた部分で被相続人が有していたものの相続開始時の価額(分子)

$$1,500,000 \text{円(建物の価額)} + 500,000 \text{円(車両の価額)} = \boxed{2,000,000 \text{円}} \text{(減価償却資産の価額の合計額)}$$

(注) 1F部分の事業と2F部分の事業は同一の事業であるため、建物及び車両の価額の全てが分子に算入される。

- 2 宅地等のうち新たに事業の用に供された部分の相続開始時の価額(分母)

① 宅地等のうち事業の用に供されていた部分 600㎡(宅地等の面積)

② ①の相続開始時の価額 15,000,000円(宅地等の価額)

③ ①の宅地等のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された部分(特定宅地等)

$$600 \text{㎡(宅地等の面積)} \times \frac{200 \text{㎡(2F部分の床面積)}}{400 \text{㎡(建物の総床面積)}} = 300 \text{㎡(特定宅地等の面積)}$$

④ ③の相続開始時の価額

$$15,000,000 \text{円(宅地等の価額)} \times \frac{300 \text{㎡(特定宅地等の面積)}}{600 \text{㎡(宅地等の面積)}} = \boxed{7,500,000 \text{円}} \text{(特定宅地等の価額)}$$

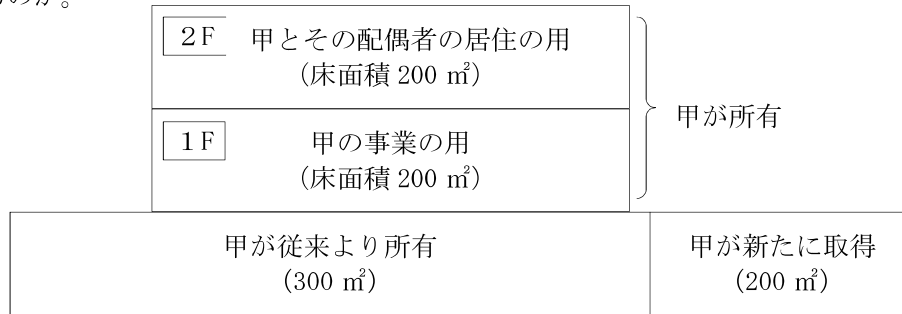
- 3 特定事業の判定

$$\frac{2,000,000 \text{円(減価償却資産の価額の合計額)}}{7,500,000 \text{円(特定宅地等の価額)}} = \boxed{0.2666\cdots} \geq \boxed{0.15}$$

したがって、当該事業は特定事業に該当することとなり、上記2の新たに事業の用に供された部分(300㎡)について、他の要件を満たす場合には、特定事業用宅地等に該当することとなる。

(事例3) 被相続人等の事業が特定宅地等を含む一の宅地等(敷地)の上で行われていた場合の特定事業の判定

問 被相続人甲は、その相続開始の5年前から自己の所有する宅地等(300㎡)の上に建物1棟を所有し、その建物について下図のように事業の用及び居住の用に供していたが、相続開始前3年以内に当該宅地等に隣接する当該建物の敷地の用に供されている宅地等(200㎡)を取得して新たにこれらの用に供し、相続開始直前まで、これらの宅地等を一体として利用していた。この場合の措置法令第40条の2第8項に定める規模以上の事業(特定事業)は、どのように計算して判定するのか。



建物の相続税評価額 7,000,000円 宅地等(500㎡)の相続税評価額 15,000,000円
 建物(1F)で甲の事業に係る業務で使用していた甲所有の機械装置の相続税評価額 1,000,000円

本事例における特定事業の判定は次のとおりとなる。

- 1 減価償却資産のうち事業の用に供されていた部分で被相続人が有していたものの相続開始時の価額(分子)

$$7,000,000 \text{円 (建物の価額)} \times \frac{200 \text{㎡ (1F部分の床面積)}}{400 \text{㎡ (建物の総床面積)}} + 1,000,000 \text{円 (機械装置の価額)}$$

$$= \boxed{4,500,000 \text{円}} \text{ (減価償却資産の価額の合計額)}$$

- 2 宅地等のうち新たに事業の用に供された部分の相続開始時の価額(分母)

- ① 宅地等のうち事業の用に供されていた部分

$$500 \text{㎡ (宅地等の面積)} \times \frac{200 \text{ (1F部分の床面積)}}{400 \text{ (建物の総床面積)}} = 250 \text{㎡ (事業部分の宅地等の面積)}$$

- ② ①の相続開始時の価額

$$15,000,000 \text{円 (宅地等の価額)} \times \frac{250 \text{㎡ (事業部分の宅地等の面積)}}{500 \text{㎡ (宅地等の面積)}} = 7,500,000 \text{円}$$

(事業部分の宅地等の価額)

- ③ ①の宅地等のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された部分(特定宅地等)

$$250 \text{㎡ (事業部分の宅地等の面積)} \times \frac{200 \text{㎡ (3年内供用部分の宅地等の面積)}}{500 \text{㎡ (宅地等の面積)}} = 100 \text{㎡ (特定宅地等の面積)}$$

- ④ ③の相続開始時の価額

$$7,500,000 \text{円 (事業部分の宅地等の価額)} \times \frac{100 \text{㎡ (特定宅地等の面積)}}{250 \text{㎡ (事業部分の宅地等の面積)}}$$

$$= \boxed{3,000,000 \text{円}} \text{ (特定宅地等の価額)}$$

3 特定事業の判定

$$\frac{4,500,000 \text{ 円 (減価償却資産の価額の合計額)}}{3,000,000 \text{ 円 (特定宅地等の価額)}} = \boxed{1.5} \geq \boxed{0.15}$$

したがって、当該事業は特定事業に該当することとなり、上記2の新たに事業の用に供された部分(100 m²)について、他の要件を満たす場合には、特定事業用宅地等に該当することとなる。

(平成31年改正法附則による特定事業用宅地等に係る経過措置について)

69の4—20の5 所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)附則第79条第2項の規定により、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をした宅地等については、平成31年4月1日以後に新たに事業の用に供されたもの(措置法令第40条の2第8項に定める規模以上の事業を行っていた被相続人等の事業の用に供されたものを除く。)が、措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等の対象となる宅地等から除かれることに留意する。

(新設)

(説明)

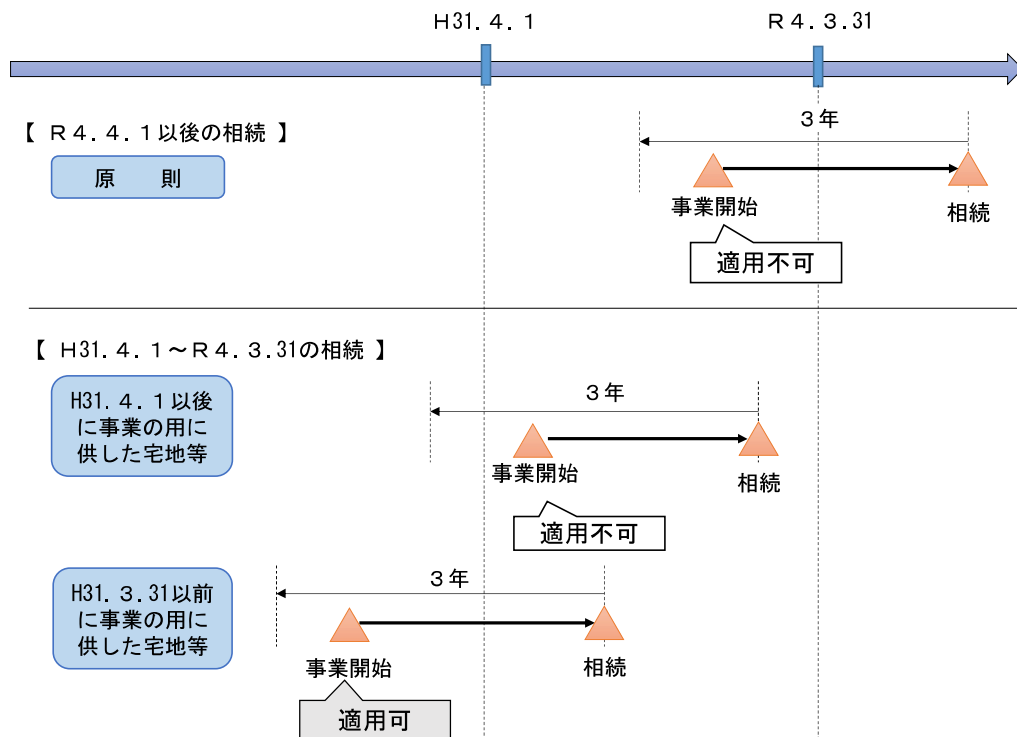
令和元年度税制改正による特定事業用宅地等に係る措置法第69条の4第3項第1号の改正は、前述のとおりであるが、この改正後の措置法第69条の4第3項の規定は、平成31年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する同条第1項に規定する宅地等に係る相続税について適用される(平成31年改正法附則79①)。

ただし、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る措置法第69条の4第3項第1号の規定の適用については、同号中「相続開始前3年以内」とあるのは、「平成31年4月1日以後」とする経過措置が設けられている(平成31年改正法附則79②)。

したがって、この間に相続又は遺贈により取得をした宅地等については、平成31年4月1日以後に新たに事業の用に供されたもの(当該宅地等の上で特定事業を行っていた被相続人等の事業の用に供されたものを除く。)が、措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等の対象となる宅地等から除かれることとなる。

本通達は、このことを留意的に明らかにした。

(参考) 特定事業用宅地等に係る経過措置



(注) 上記は、当該宅地等の上で特定事業を行っていた被相続人等の事業の用に供されていない宅地等の場合。

(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除の適用がある場合)

69の4—26の2 被相続人が次に掲げる者のいずれかに該当する場合には、措置法第69条の4第6項の規定により、当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした全ての同条第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について、同条第1項の規定の適用がないことに留意する。

- 1 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた同条第2項第2号に規定する特例事業受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者
- 2 措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける同条第2項第2号に規定する特例事業相続人等に係る同条第1項に規定する被相続人

(注) 1 上記の「取得」には、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得が含まれることに留意する。

- 2 当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等、同項第3号に規定する特定同族会社事業用宅地等及び同項第4号に規定する貸付事業用宅地等については、同条第6項の規定の適用はないことに留意する。

(新設)

(説明)

令和元年度税制改正において個人の事業用資産の納税猶予が創設されたが、その納税猶予制度と特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例とは選択制とされている。具体的には、被相続人が次に掲げる者のいずれかに該当する場合には、措置法第69条の4第6項の規定により、当該被相続人から相続又は遺贈により取得^(注)をした全ての同条第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について、小規模宅地等の特例の適用がないこととされた(措法69の4⑥)。

- 1 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた同条第2項第2号に規定する特例事業受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者
- 2 措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける同条第2項第2号に規定する特例事業相続人等に係る同条第1項に規定する被相続人

(注) 上記の「取得」には、措置法第70条の6の9第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得が含まれる。

したがって、例えば、被相続人から相続又は遺贈により特定事業用宅地等を取得した者が個人の事業用資産の相続税の納税猶予の適用を受けない場合であっても、その者又はその者以外の者が次に掲げる場合に該当するときのその被相続人は、上記1又は2に掲げる者に該当することになるため、当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした特定事業用宅地等については、小規模宅地等の特例の適用がないこととなる。本通達ではこのことを留意的に明らかにした。

- ① 当該取得した者以外の者が個人の事業用資産の相続税の納税猶予の適用^(注)を受けるとき
- ② 当該取得した者又はその者以外の者が既に被相続人からの贈与により取得した財産について個人の事業用資産の贈与税の納税猶予(措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の規定をいう。)の適用^(注)を受けていたとき

(注) 建物及び減価償却資産など特定事業用宅地等に該当しない特定事業用資産(措置法第70条の6の10第2項第1号又は第70条の6の8第2項第1号に規定する特定事業用資産をいう。)についての適用を含む。

なお、当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等、同項第3号に規定する特定同族会社事業用宅地等及び同項第4号に規定する貸付事業用宅地等については、同条第6項の規定の適用はないことから、当該被相続人が上記1又は2に掲げる者に該当する場合であっても、これらの宅地等について、他の要件を満たす場合には、小規模宅地等の特例の適用を受けることが可能である。本通達の(注)2ではこのことを留意的に明らかにした。

（教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等）

70の2の2—9 贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、次のとおりとなることに留意する。

1 当該贈与者の死亡前3年以内に、受贈者が、当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

（注）上記の「取得」は、平成31年4月1日以後の取得に限ることに留意する。

(1) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。

（注）上記の「特定事由」とは次に掲げる場合（ロ又はハに掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出した場合に限る。）をいう。

① 23歳未満である場合

② 学校等に在学している場合

③ 雇用保険法第60条の2第1項（教育訓練給付金）に規定する教育訓練を受けている場合

イ 贈与者死亡の届出（措置法第70条の2の2第10項第1号）

当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

ロ 管理残額の相続税課税（措置法第70条の2の2第10項第2号）

当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額（措置法第70条の2の2第17項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2—10までにおいて同じ。）を控除した残額として計算した金額（以下70の2の2—10までにおいて「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2—9（ホを除く。）において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

$$\left(\begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日に} \\ \text{おける教育資金管理契} \\ \text{約に係る非課税拠出額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日におけ} \\ \text{る教育資金管理契約に係る} \\ \text{教育資金支出額(注1)} \end{array} \right)$$

$$\times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(その死亡前3年以内に取得をしたもの(注2)に限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拠出額(注3)}}$$

（注）1 当該贈与者の死亡の前日に措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

3 当該贈与者の死亡の前日に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該他の贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの（※）に限る。）のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第18項等）

措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。

ニ 相続税額の2割加算（措置法第70条の2の2第10項第4号）

管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left(\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} - \text{管理残額に対応する相続税額（注）} \right) \times \frac{20}{100}$$

（注） 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \frac{A}{B}$$

A = 管理残額

B = 当該受贈者の相続税の課税価格

A/Bの割合が1を超える場合には、1とする。

ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第10項第5号）

当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、相続税法第19条の規定の適用がない。

(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において上記(1)の特定事由のいずれかに該当する場合上記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等）に同じ。

（注） 上記(1)ロ（管理残額の相続税課税）（ニ（相続税額の2割加算））及びホ（管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算）を含む。）の適用はないことに留意する。

2 上記1に掲げる場合以外の場合 上記(1)ハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等）に同じ。

（注） 上記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びロ（管理残額の相続税課税）（ニ（相続税額の2割加算））及びホ（管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算）を含む。）の適用はないことに留意する。

（新設）

（説明）

令和元年度税制改正において、信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した一定の場合には、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすなどの措置が講じられた（下表参照）。

《表》 契約終了日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等

		イ 死亡届の提出	ロ 管理残額の相続税課税	ハ 非課税適用額の3年以内贈与加算	ニ 管理残額部分の2割加算	ホ 相続財産を取得していない者の3年以内贈与加算
1 H31.4.1以後、死亡前3年以内の贈与等で、非課税の適用をした場合	(1) 受贈者が特定事由*のいずれにも該当しないとき	必要	課税あり	加算なし	加算なし	加算なし
	(2) 受贈者が特定事由*のいずれかに該当するとき	必要	課税なし	加算なし	—	—
2 上記1以外の場合		不要	課税なし	加算なし	—	—

*特定事由とは、次の場合（②又は③に該当する場合には、受贈者がその旨を明らかにする書類を上記イの死亡届と併せて提出した場合に限る。）をいう。
①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練を受けている場合

具体的に、贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、次のとおりとなる。本通達ではこのことを留意的に明らかにした。

1 当該贈与者の死亡前3年以内に、受贈者が、当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたとき 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(注) 上記の「取得」は、平成31年4月1日以後の取得に限る。

(1) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。

(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合 (②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出した場合に限る。) をいう。

①23歳未満である場合

②学校等に在学している場合

③雇用保険法第60条の2第1項((教育訓練給付金))に規定する教育訓練を受けている場合

イ 贈与者死亡の届出 (措置法第70条の2の2第10項第1号)

当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

ロ 管理残額の相続税課税 (措置法第70条の2の2第10項第2号)

当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額 (措置法第70条の2の2第17項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2—10までにおいて同じ。) を控除した残額として計算した金額 (以下70の2の2—10までにおいて「管理残額」という。) を当該贈与者から相続 (当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2—9(ホを除く。)において同じ。) により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

贈与者が死亡した日における 教育資金管理契約に係る非課 税拠出額	—	贈与者が死亡した日における教 育資金管理契約に係る教育資金 支出額(注1)
--	---	---

$$\times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(その死亡前3年以内に取得をしたもの(注2)に限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拠出額(注3)}} = \text{管理残額}$$

(注) 1 当該贈与者の死亡の前日に措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

3 当該贈与者の死亡の直前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該他の贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの(※)に限る。）のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

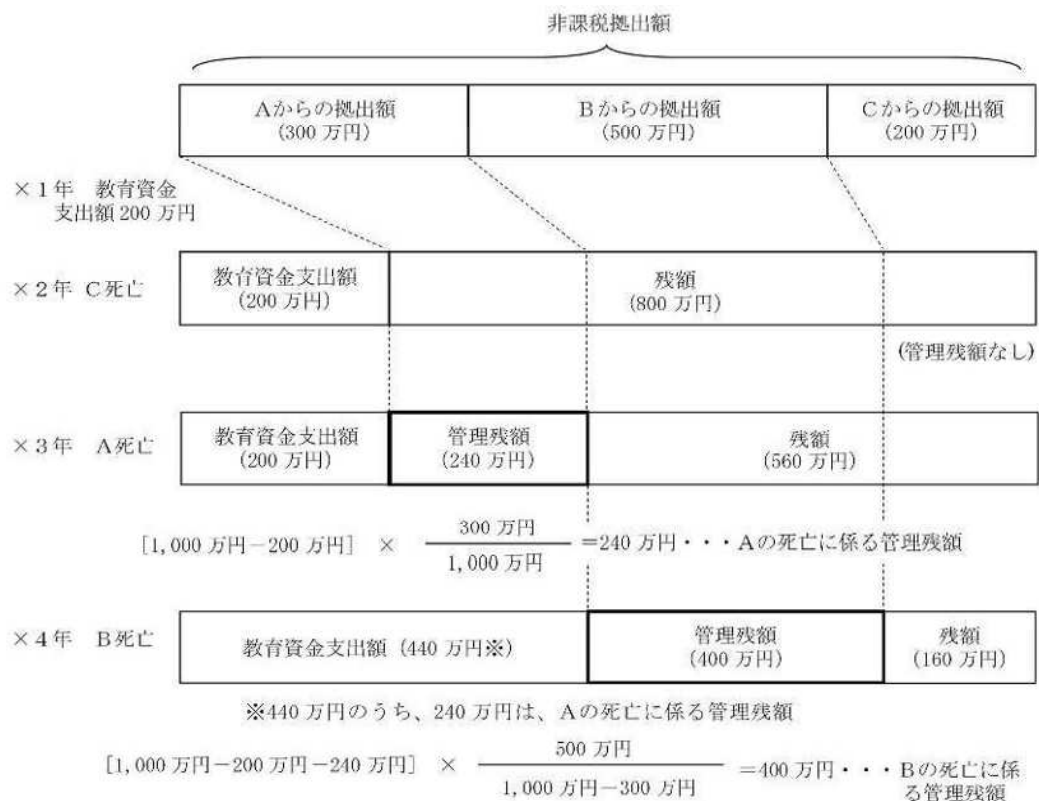
※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。

【計算例】 A、B及びCからそれぞれ次の贈与を受けて措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けていた場合（特定事由には該当していない。）

A…300万円（Aの相続開始前3年以内、かつ、平成31年4月1日以後の贈与）

B…500万円（Bの相続開始前3年以内、かつ、平成31年4月1日以後の贈与）

C…200万円（Cの相続開始の3年前の贈与又は平成31年3月31日以前の贈与）



ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第18項等）

措置法令第40条の4の3第18項の規定により、贈与者が教育資金管理契約に基づき信託をした日又は教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に当該贈与者が死亡した場合において、当該贈与者に係る受贈者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたときは、当該受贈者が当該信託又は当該贈与により取得をした信託受益権又は金銭等の価額（同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額に限る。）については、相続税法第19条第1項の規定は、適用しないこととされている。

また、相続税法第21条の15第1項においては「特定贈与者からの贈与により取得した財産で同法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものの価額を相続税の課税価格に加算した価額をもって相続税の課税価格とする」と規定され、同法第21条の16第1項に

においては「特定贈与者からの贈与により取得した財産で同法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続により取得したものとみなして同法第2章第1節の規定を適用する」と規定されている。措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受ける信託受益権又は金銭等の価額については、贈与税の課税価格に算入されないため相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受ける財産とはなりえないことから、同法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることはない。

したがって、措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、当該贈与税に係る贈与者が死亡した場合であっても、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がないこととなる。

ニ 相続税額の2割加算（措置法第70条の2の2第10項第4号）

措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により、管理残額が相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合には、当該管理残額に対応する相続税額については、相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算の計算上、同法第17条の規定により算出した相続税額から控除することとされている。具体的な計算は次の算式のとおりとなる。

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left(\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} - \text{管理残額に対応する相続税額(注)} \right) \times \frac{20}{100}$$

(注) 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \frac{A}{B}$$

A = 管理残額

B = 当該受贈者の相続税の課税価格

A/Bの割合が1を超える場合には、1とする。

ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第10項第5号）

管理残額が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、当該贈与者の相続開始前3年以内に当該贈与者から贈与により財産を取得していたとしても、当該贈与により取得した財産については、相続税法第19条の規定の適用がなく、相続税の課税価格に加算しないこととされている。

したがって、管理残額が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合において、当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得した受贈者は、当該贈与者の相続開始前3年以内に当該贈与者から贈与により取得した財産については、相続税法第19条の規定により、相続税の課税価格に加算されることとなる。

- (2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において上記(1)の特定事由のいずれかに該当する場合
措置法第70条の2の2第10項及び第11項の規定により、当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。なお、上記(1)ロの管理残額の相続税課税（ニの相続税額の2割加算及びホの管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算を含む。）の適用はない。
また、非課税適用額（措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた金額をいう。次の2において同じ。）の相続開始前3年以内贈与加算等の適用関係は上記(1)ハと同じである。

2 上記1に掲げる場合以外の場合

上記 1 に掲げる場合に該当しない場合、例えば、①平成 31 年 4 月 1 日前に贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について措置法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けている場合において、同日以後に取得した信託受益権又は金銭等について同項本文の規定の適用を受けたことがないときや、②同日以後に追加で贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について同項本文の規定の適用を受けた場合において、当該信託受益権又は金銭等が当該贈与者の死亡前 3 年以内に取得したものでないときについては、上記 1 (1)イの贈与者死亡の届出は不要であるほか、上記(1)ロの管理残額の相続税課税（ニの相続税額の 2 割加算及びホの管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前 3 年以内贈与加算を含む。）の適用もない。

なお、非課税適用額の相続開始前 3 年以内贈与加算等の適用関係は上記(1)ハと同じである。

【措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）関係】

（贈与者の意義等）

70の6の8—1 措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する特定事業用資産（以下70の6の8—54までにおいて「特定事業用資産」という。）に係る同条第1項に規定する贈与者（以下70の6の10—16までにおいて「贈与者」という。）からは、既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているものは除かれることに留意する。

（注）1 措置法第70条の6の8第2項第2号に規定する特例事業受贈者（以下70の6の10—16までにおいて「特例事業受贈者」という。）が2人以上ある場合において、同一年中に、これらの特例事業受贈者に特定事業用資産の贈与を行うものは「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に含まれないことに留意する。

2 一の個人が、ある事業（措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する事業に限る。以下70の6の10—58までにおいて同じ。）につき措置法令第40条の7の8第1項第1号に定める者に該当し、かつ、他の事業につき同項第2号に定める者に該当する場合において、これらのうちいずれか一の者として措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をしているときは、他の者として特定事業用資産の贈与を行う場合であっても、当該個人は、（注）1に掲げる場合に該当する場合を除き、「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に該当することに留意する。

（新設）

（説明）

措置法第70条の6の8第1項に規定する贈与者（以下70の6の10—16までにおいて「贈与者」という。）に係る要件については、措置法令第40条の7の8第1項において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとされている（措令40の7の8①）。

(1) 措置法第70条の6の8第2項第1号に規定する特定事業用資産（以下70の6の8—54までにおいて「特定事業用資産」という。）を有していた者が同条第1項の規定の適用に係る贈与の時前において当該特定事業用資産に係る事業（同条第2項第1号に規定する事業に限る。以下70の6の10—58までにおいて同じ。）を行っていた者である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 当該贈与の時において所得税の納税地の所轄税務署長に当該事業を廃止した旨の届出書を提出していること又は当該贈与に係る措置法第70条の6の8第1項に規定する贈与税の申告書の提出期限までに当該届出書を提出する見込みであること。

ロ 当該事業について、当該贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書を同項第40号に規定する青色申告書（措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。以下70の6の8—51までにおいて同じ。）により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ (1)の贈与の直前において、(1)に定める者と生計を一にする親族（措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得した当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る同項に規定する被相続人（以下70の6の10—23までにおいて「被相続人」という。）で措置法令第40条の7の10第1項第1号に定める者の相続の開始の直前において、その者と生計を一にしていたその者の親族）であること。

ロ (1)に定める者の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時（同項の規定の適用を受けようとする者が当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得した同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、同項の規定の適用に係る被相続人で措置法令第40条の7の10第1項第1号に定める者の相続の開始の時）後に当該特定事業用資産の贈与をしていること。

措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に当たっては、贈与者はその営む事業に係る特定事業用資産の全ての贈与を行う必要があるが（措法70の6の8①）、同項では、この贈与者について、既に同項の規定の適用に係る贈与をしているものを除いている。つまり、贈与者はその営む

事業に係る特定事業用資産の全てを一括して贈与する必要がある。これは、贈与者が複数の事業を営んでいる場合も同様であり、事業ごとに複数回、特定事業用資産を後継者に贈与した場合、その後継者が措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けることができるのは、最初の贈与に係るもののみとなる。

本通達は、このことを留意的に明らかにした。

ところで、個人の事業用資産についての納税猶予（措法70の6の8～70の6の10）は、後継者が1人又は最大3人に限定されている非上場株式等についての納税猶予（措法70の7～70の7の8）と異なり後継者の数に制限はないため、例えば、複数の事業を営む場合においてその事業ごとに異なる後継者が承継することや、一の事業に係る店舗が複数ある場合にその店舗ごとに異なる後継者が、それぞれ別の事業として承継することも可能であるが、このように後継者が複数ある場合に、「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く」との規定から、各後継者への贈与をそれぞれ一括して行うだけでなく、各後継者への贈与の時点も「同時」でなければならないのか、との疑義も生じる。

しかしながら、後継者が複数ある場合にそのような贈与契約を締結することは、遠方に居住する者がある場合等、必ずしも現実的でない場合があり、法がその適用を受けるためには複数の後継者との贈与契約を一時点で同時に行わなければならないことまでも要求しているものと解することは適当ではない。また、措置法規則第23条の8の8第16項第6号は、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書に添付すべき書類として「特定事業用資産・・・を取得した日の属する年中において、特例事業受贈者に係る贈与者から贈与により特定事業用資産を取得した他の同条第1項の規定の適用を受けようとする者がいる場合には、当該特例事業受贈者が同項の規定の適用を受けるものの選択についてのその者の同意を証する書類」と規定しており、他の後継者（特例事業受贈者）が同一年中に受ける贈与については同条第1項の規定の適用があることを前提とした規定ぶりとなっている。

以上のことから、特定事業用資産に係る事業の後継者（特例事業受贈者）が複数ある場合において、同一年中に特定事業用資産を他の後継者に贈与した贈与者というのは、当該他の後継者以外の後継者との関係では「既に措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に含まれず、当該贈与者は、各後継者への贈与を「同時」に行う必要はなく、同一年中に行えばよいこととなる。なお、各後継者への贈与は、前述のとおり、それぞれ一括して行う必要がある。

本通達の(注)の1は、このことを留意的に明らかにした。

また、贈与者は上記(1)及び(2)のとおり、自ら事業を営んでいる者（上記(1)）と事業を営んでいる者と生計を一にするその者の親族（上記(2)）とに区分されるところ、一の個人が、ある事業につき上記(1)に定める者に該当し、かつ、他の事業につき上記(2)に定める者に該当する場合において、これらのうちいずれか一の者として措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をしているときは、他の者として特定事業用資産の贈与を行う場合であっても、当該個人は、本通達の(注)の1に掲げる場合に該当する場合を除き、「既に同条第1項の規定の適用に係る贈与をしているもの」に該当することになる。

本通達の(注)の2は、このことを留意的に明らかにした。

（「全ての贈与」の意義）

70の6の8—2 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に当たっては、贈与者はその有する特定事業用資産の全ての贈与をする必要があるのであるが、全ての贈与が行われたかどうかの判定については、次の取扱いに留意する。

(1) 贈与者（生計一親族等を含む。）の営む事業が2以上ある場合には、その事業ごとに判定を行う。

（注） 「生計一親族等」とは、当該贈与者と生計を一にする配偶者その他の親族及び措置法令第40条の7の8第4項に規定する者をいう（以下70の6の8—17までにおいて同じ。）。

(2) 贈与者が同一年中に、2人以上の者に特定事業用資産の贈与をした場合において、その贈与が異なる時期に行われたときには、当該贈与のうち最後に行われた贈与直後において特定事業用資産の全ての贈与が行われたかどうかの判定を行う。

（新設）

（説明）

措置法第70条の6の8第1項は、同項の規定の適用対象となる贈与者が行う贈与について、「その事業に係る特定事業用資産の全て・・・の贈与」と規定している（措法70の6の8①）。このため、例えば、贈与者（生計一親族等を含む。）がA事業及びB事業を営む場合において、贈与者が同項の規定の適用に係る贈与をするには、これら2つの事業に係る特定事業用資産の全ての贈与が必要なのか、それとも、いずれかの事業に係る特定事業用資産の全ての贈与で足りるのか疑義も生じる。しかしながら、同項は「その事業に係る特定事業用資産の全て」と規定していることからすれば、全ての事業に係る特定事業用資産について贈与が必要となることはなく、事業ごとに特定事業用資産の全ての贈与が必要となるものと解することが相当である。

そこで、本通達の(1)は、贈与者（生計一親族等を含む。）の営む事業が2以上ある場合には、その事業ごとに特定事業用資産の全ての贈与が行われたかどうかの判定を行うことを留意的に明らかにした。

したがって、上記の例では、A・B両事業に係る特定事業用資産の全ての贈与をした場合だけでなく、A事業又はB事業のいずれか一の事業に係る特定事業用資産の全ての贈与をした場合についても、措置法第70条の6の8第1項の適用対象となることとなる。

また、贈与者は、複数の後継者への贈与を行うことも可能であり、また、その贈与は、必ずしも同時に行う必要はなく、同一年中であれば、異なる時期に行うことも可能である（70の6の8—1の説明を参照）。この際、一の事業を2人以上の受贈者がそれぞれ別の事業として承継をする場合において、その贈与が異なる時期に行われたときには、その贈与のうち最後に行われた贈与直後において当該事業に係る特定事業用資産の全ての贈与が行われたかどうかの判定を行うこととなる。

本通達の(2)は、このことを留意的に明らかにした。

（注） 「生計一親族等」とは、当該贈与者と生計を一にする配偶者その他の親族及び措置法令第40条の7の8第4項に規定する者をいう（以下70の6の8—17までにおいて同じ。）。

(特例受贈事業用資産の取得の意義等)

70の6の8-3 措置法第70条の6の8第1項の適用対象となる特定事業用資産の贈与者からの贈与による取得は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与で、次に掲げる贈与（以下70の6の10—12までにおいて「特例対象贈与」という。）による取得に限られることに留意する。

(1) 最初の同項の規定の適用に係る贈与

(2) (1)の贈与の日から1年を経過する日までの贈与

(注) 1 措置法第70条の6の8第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある特定事業用資産が同項に規定する特例受贈事業用資産（以下70の6の10—18までにおいて「特例受贈事業用資産」という。）に該当することに留意する。

2 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得をした同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、70の6の8-3(2)中「(1)の贈与の日」とあるのは「最初の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の日」となることに留意する。

3 贈与者からの贈与が「最初の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与」に該当するかどうかの判定は、受贈者が、当該贈与に係る特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産につき既に同項の規定の適用に係る贈与又は措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続若しくは遺贈を受けていないかどうかにより行うことに留意する。

(新設)

(説明)

措置法第70条の6の8第1項は、同項の適用対象となる特定事業用資産の贈与者からの贈与（以下70の6の10—12までにおいて「特例対象贈与」という。）について、「平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与で、最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日その他政令で定める日から1年を経過する日までの贈与に限る」と規定している。

また、「政令で定める日」については、措置法令第40条の7の8第2項において、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該贈与の時前に相続又は遺贈により取得をした同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合における最初の同項の規定の適用に係る相続の開始の日と規定されている。

ところで、措置法第70条の6の8第1項は、「・・・間の贈与で、・・・贈与及び・・・贈与」と規定している。したがって、同項の「平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間」という期間は、「最初のこの項の規定の適用に係る贈与」と「当該贈与の日その他政令で定める日から1年を経過する日までの贈与」の両方に係るものとなり、当該期間内に行われるこれらの贈与が、特例対象贈与として同項の適用対象となることになる。

また、贈与者からの贈与が「最初の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与」に該当するかどうかの判定は、受贈者が、当該贈与に係る特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産につき既に同項の規定の適用に係る贈与又は措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続若しくは遺贈を受けていないかどうかにより行うことになる。したがって、既にある事業について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けている者が、その事業と異なる事業に係る特定事業用資産の贈与を受ける場合には、当該贈与は「最初の贈与」に該当することとなる。

本通達の本文並びに(注)の2及び3は、このことを留意的に明らかにした。

なお、贈与者には、事業を営んでいた者（措置法令第40条の7の8第1項第1号に定める者）と事業を営んでいた者の生計一親族等（同項第2号に定める者）があるところ、後者については事業を営んでいた者の特例対象贈与又は措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始の時後に贈与を行うことがその要件とされているため、事業を営んでいた者の生計一親族等が行う贈与が「最初の贈与」となることはない。

そして、この特例対象贈与により取得した特定事業用資産のうち、措置法第70条の6の8第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があるものが同項に規定する特例受贈事業用資産（以下70の6の10—18までにおいて「特例受贈事業用資産」という。）に該当することを、本通達の(注)の1において留意的に明らかにした。

(参考) 適用対象となる贈与の期間

【ケース1】最初の贈与が令和元年6月15日である場合

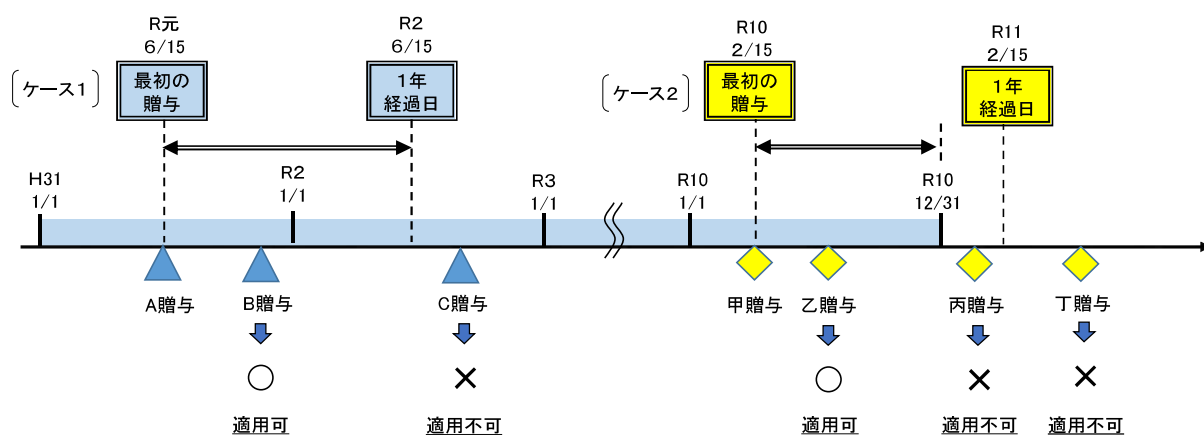
令和元年6月15日から令和2年6月15日までに受ける贈与が適用対象

⇒ Bからの贈与は適用対象となるが、Cからの贈与は適用対象とならない。

【ケース2】最初の贈与が令和10年2月15日である場合

令和10年2月15日から同年12月31日までに受ける贈与が適用対象

⇒ 乙からの贈与は適用対象となるが、丙及び丁からの贈与は適用対象とならない。



(贈与者の事業の用に供されていた資産)

70の6の8—13 措置法第70条の6の8第2項第1号イからハまでに定める資産が贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた資産に該当するかどうかは、当該資産が特例対象贈与の直前において現実に事業の用に供されていたかどうかで判定するのであるが、当該事業の用に供されていた資産には、災害、疾病等のため、当該特例対象贈与の直前において一時的に当該事業の用に供されていないものが含まれることに留意する。

(注)1 贈与者が措置法令第40条の7の8第1項第2号に定める者に該当する場合における上記の判定は、当該贈与者に係る生計一親族等(同項第1号に定める者に限る。)の特例対象贈与(当該贈与者から特例対象贈与により取得をした特定事業用資産について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該特例対象贈与の時前に生計一親族等(措置法令第40条の7の10第1項第1号に定める者に限る。)から相続又は遺贈により取得をした当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、当該生計一親族等に係る相続の開始。以下70の6の8—14(2)において同じ。)の直前における現況により行うことに留意する。

2 贈与者の営む一の事業を、2人以上の受贈者がそれぞれ別の事業として承継をする場合において、特例対象贈与が異なる時期に行われたときにおける上記の判定は、当該特例対象贈与のうち最初に行われた贈与の直前における現況により行うことに留意する。

(新設)

(説明)

措置法第70条の6の8第1項の規定の適用対象となる特定事業用資産は、贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた一定の資産をいうのであるが、これに該当するかどうかは、特例対象贈与の直前において現実に事業の用に供されていたかどうかで判定することになる。

したがって、過去に贈与者(生計一親族等を含む。)の事業の用に供されていた資産であっても、その特例対象贈与の直前において当該事業の用に供されていない資産については、同項の規定の適用はないのが原則である。ただし、災害、疾病等のため、一時的に当該事業の用に供されていない資産については、これらの事由が解消すれば再び事業の用に供することが見込まれるものであり、引き続き事業の用に供されていた資産とみることができるところから、これらの資産は「贈与の直前において事業の用に供されていた資産」に含まれることを、本通達において留意的に明らかにした。

ところで、贈与者には、事業を営んでいた者(措置法令第40条の7の8第1項第1号に定める者)のほか、自らは事業を営んでいないが、その者の生計一親族等が事業を営んでいる者(同項第2号に定める者。以下70の6の8—14までにおいて「非事業者」という。)も含まれるが、この非事業者に係る特定事業用資産が事業の用に供されていたかどうかについては、当該非事業者に係る生計一親族等(同項第1号に定める者に限る。)の特例対象贈与(当該非事業者から特例対象贈与により取得をした特定事業用資産について措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けようとする者が、当該特例対象贈与の時前に生計一親族等(措置法令第40条の7の10第1項第1号に定める者に限る。)から相続又は遺贈により取得をした当該特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合には、当該生計一親族等に係る相続の開始)の直前における現況により判定することとなる。

本通達の(注)の1は、このことを留意的に明らかにした。

また、贈与者の営む一の事業を、2人以上の受贈者がそれぞれ別の事業として承継をする場合において、特例対象贈与が異なる時期に行われたときには、当該特例対象贈与のうち最初に行われた贈与の直前における現況により、特定事業用資産が事業の用に供されていたかどうかの判定を行うこととなる。

本通達の(注)の2は、このことを留意的に明らかにした。

(限度面積の判定について)
 70の6の8—18 宅地等又は建物に係る措置法第70条の6の8第2項第1号イ又はロに定める限度面積要件の判定は、贈与者ごとに行うことに留意する。

(新設)

(説明)

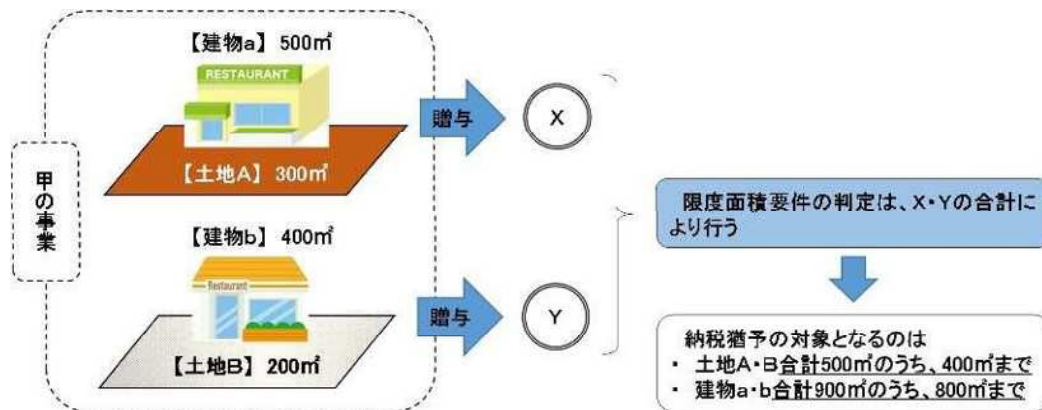
特定事業用資産である宅地等又は建物については、措置法第70条の6の8第2項第1号イ又はロにおいて限度面積が設けられており、宅地等については、その面積の合計のうち400㎡以下の部分に、建物については、その床面積の合計のうち800㎡以下の部分に限られている(以下70の6の8—18において、この要件を「限度面積要件」という。)

ところで、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用については、贈与者は複数の後継者に贈与をすることも可能であり、また、後継者は複数の者から贈与を受けることも可能である。このため、一の贈与者が複数の後継者にそれぞれ宅地等を贈与するような場合も生じるところ、このような場合における限度面積要件の判定は、各後継者を基準にそれぞれが取得した宅地等の面積を基に行うのか、それとも贈与者を基準にその贈与した全ての宅地等の面積を基に行うのか疑問も生じる。この点、同条第2項第1号は、特定事業用資産について「贈与者・・・の事業・・・の用に供されていた次に掲げる資産・・・の区分に応じそれぞれ次に定めるもの」と規定し、宅地等については同号イにおいてその面積の合計のうち400㎡以下の部分と、また、建物については同号ロにおいてその床面積の合計のうち800㎡以下の部分とそれぞれ規定していることから、贈与者を基準として限度面積要件の判定を行うこととなる(参考1)。

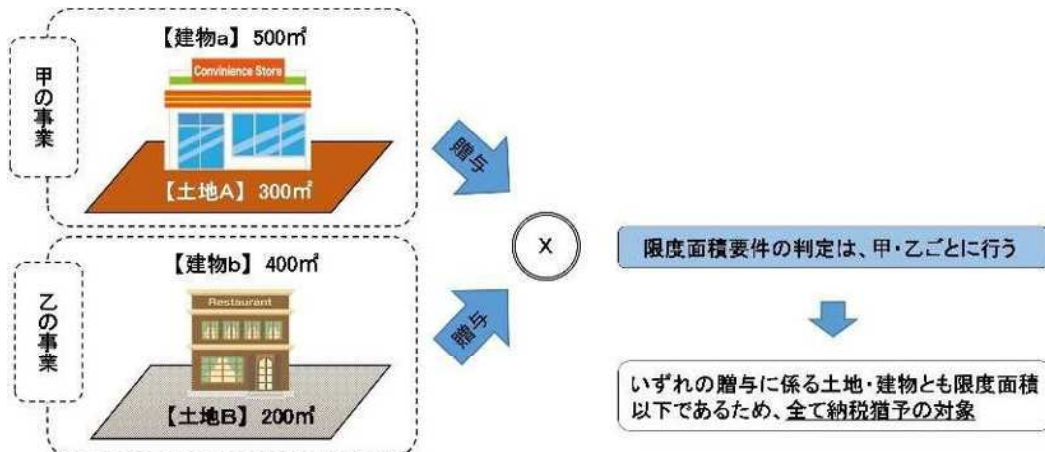
また、これは、一の後継者が複数の贈与者からそれぞれ宅地等の贈与を受けた場合における限度面積要件の判定についても同様であり、各贈与者を基準に判定を行うこととなる(参考2)。

本通達は、このことを留意的に明らかにした。

(参考1) 一の贈与者が複数の後継者に贈与をする場合



(参考2) 一の後継者が複数の贈与者から贈与を受ける場合



(債務の引受けがないものとされる場合)

70の6の8—26 措置法令第40条の7の8第9項の規定により同条第8項の特例受贈事業用資産の価額が債務の引受けがないものとした場合における価額とされるのは、措置法令第70条の6の8第2項第3号の規定による納税猶予分の贈与税額の計算をする場合に限られるのであって、当該特例受贈事業用資産に係る特例対象贈与の日の属する年分の贈与税で同条第1項の贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額の計算については、措置法令第40条の7の8第9項の規定の適用はないことに留意する。

(注) 措置法令第40条の7の8第9項の規定が適用される場合には、平成元年3月29日付直評5、直資2—204「負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について」の取扱いがないことに留意する。

(新設)

(説明)

措置法令第40条の7の8第9項では、「前項の特例受贈事業用資産が土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物である場合において同項の価額を計算するときにおける同項の特例受贈事業用資産の価額は、同項の債務の引受けがないものとした場合における価額とする」と規定されている。

したがって、措置法令第40条の7の8第8項の特例受贈事業用資産の価額が債務の引受けがないものとした場合における価額とされるのは、「同項の価額を計算するとき」すなわち、「措置法令第70条の6の8第2項第3号の規定による納税猶予分の贈与税額」の計算をする場合に限られるのであって、当該特例受贈事業用資産に係る特例対象贈与の日の属する年分の贈与税で同条第1項の「贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額」の計算については、措置法令第40条の7の8第9項の規定の適用はないこととなる。

なお、平成元年3月29日付直評5、直資2—204「負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について」(以下70の6の8—26において「負担付贈与通達」という。)1は、土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物のうち、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得したものの価額は、当該取得時における通常の取引価額に相当する金額によって評価することとしているが、措置法令第40条の7の8第9項の規定が適用される場合には、債務の引受けがないものとされることから、この負担付贈与通達の取扱いがないこととなる。

したがって、この場合における納税猶予分の贈与税額の計算については、特例受贈事業用資産の価額は財産評価基本通達の定めによって算定した金額によることとなり、また、贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額の計算については、土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物である特例受贈事業用資産の価額は贈与時における通常の取引価額に相当する金額によることとなる。

本通達は、これらのことを留意的に明らかにした。

《参考条文等》

○負担付贈与通達(抄)

1 土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)のうち、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得したものの価額は、当該取得時における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

ただし、贈与者又は譲渡者が取得又は新築した当該土地等又は当該家屋等に係る取得価額が当該課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該取得価額に相当する金額によって評価することができる。

(注) 「取得価額」とは、当該財産の取得に要した金額並びに改良費及び設備費の額の合計額をいい、家屋等については、当該合計金額から、評価基本通達130((償却費の額等の計算))の定めによって計算した当該取得の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額をいう。

【措置法第70条の6の10((個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除))関係】

(個人の事業用資産についての納税猶予及び免除と小規模宅地等の特例を重複適用する場合)

70の6の10—17 被相続人から相続又は遺贈により取得をした措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等(以下70の6の10—18までにおいて「小規模宅地等」という。)について同項の規定の適用を受ける者がいる場合の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用については、その者が適用を受ける措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等(以下70の6の10—17において「選択特例対象宅地等」という。)の次の区分に応じ、それぞれに定めるところによることに留意する。

- (1) 措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等である場合 当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした特定事業用資産については、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けることはできない。
- (2) 措置法第69条の4第3項第3号に規定する特定同族会社事業用宅地等(以下70の6の10—17において「特定同族会社事業用宅地等」という。)である選択特例対象宅地等である場合(3に掲げる場合に該当する場合を除く。) 次の算式により計算した面積が限度面積となる。

(算式)

400m^2 —当該特定同族会社事業用宅地等の面積の合計

- (3) 措置法第69条の4第3項第4号に規定する貸付事業用宅地等(以下70の6の10—17において「貸付事業用宅地等」という。)である選択特例対象宅地等である場合 次の算式により計算した面積が限度面積となる。

(算式)

$$400\text{m}^2 - 2 \times \left(A \times \frac{200}{330} + B \times \frac{200}{400} + C \right)$$

(注) 1 措置法第70条の6の10第2項第1号イに定める限度面積要件を満たす特例事業用資産である宅地等又は選択特例対象宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば次のとおりとなる。

(算式)

$$A \times \frac{200}{330} + (B + D) \times \frac{200}{400} + C \leq 200\text{m}^2$$

2 上記算式中の符号は次のとおり。

A = 措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等(以下70の6の10—17において「特定居住用宅地等」という。)である選択特例対象宅地等の面積の合計

B = 特定同族会社事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積の合計

C = 貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積の合計

D = 特例事業用資産である宅地等の面積の合計

- (4) 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等である場合(3に掲げる場合に該当する場合を除く。) 400m^2 が限度面積となる。

(新設)

(説明)

被相続人から相続又は遺贈により取得をした小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受ける者がいる場合の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用については、その者が適用を受ける措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等(以下70の6の10—17において「選択特例対象宅地等」という。)の区分に応じ、次のとおり、その適用が制限されている(措法70の6の10②一イ、二へ、措令40の7の10⑦)。

- (1) 適用を受ける小規模宅地等が措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等(以下70の6の10—17において「特定事業用宅地等」という。)である選択特例対象宅地等である場合

措置法第70条の6の10第2項第2号へでは、特例事業相続人等の要件として、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適

用を受けていない旨規定している。したがって、当該被相続人から取得をした特定事業用資産については、措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受けることはできないこととなる（措法70の6の10②二へ）。

- (2) 適用を受ける小規模宅地等が措置法第69条の4第3項第3号に規定する特定同族会社事業用宅地等（以下70の6の10—17において「特定同族会社事業用宅地等」という。）である選択特例対象宅地等である場合（(3)に掲げる場合に該当する場合を除く。）

次の算式により計算した面積が限度面積となる（措法70の6の10②一イ、措令40の7の10⑦一）。

（算式）

400m^2 —当該特定同族会社事業用宅地等の面積の合計

- (3) 適用を受ける小規模宅地等が措置法第69条の4第3項第4号に規定する貸付事業用宅地等（以下70の6の10—17において「貸付事業用宅地等」という。）である選択特例対象宅地等である場合

次の算式により計算した面積が限度面積となる（措法70の6の10②一イ、措令40の7の10⑦二）。

（算式）

$$400\text{m}^2 - 2 \times \left(A \times \frac{200}{330} + B \times \frac{200}{400} + C \right)$$

（注） 上記算式中の符号は次のとおり。

A = 措置法第69条の4第3項第2号に規定する特定居住用宅地等（以下70の6の10—17において「特定居住用宅地等」という。）である選択特例対象宅地等の面積の合計

B = 特定同族会社事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積の合計

C = 貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積の合計

- (4) 適用を受ける小規模宅地等が特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等である場合（(3)に掲げる場合に該当する場合を除く。）

400m^2 が限度面積となる（措法70の6の10②一イ、措令40の7の10⑦三）。

本通達は、これらのことを留意的に明らかにした（具体的な計算については、（参考1）の計算例を参照。）。

ところで、法令上、この特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合（上記(2)~(4)の限度面積の計算は、まず、小規模宅地等の特例を適用し、次に 400m^2 からその適用を受けようとする小規模宅地等に応じて措置法令第40条の7の10第7項の規定に基づき計算した面積を控除した面積の範囲内で、この特例の適用を受けることができることとされている（措法70の6の10②一イ、措令40の7の10⑦）。

もっとも、小規模宅地等の特例の適用の有無並びにその適用を受ける場合の小規模宅地等の種類及び面積は、相続人等の任意によることから、先にこの特例の適用を受ける特例事業用資産である宅地等の選択をし、その選択をした面積を基に、小規模宅地等の特例の適用を受ける宅地等の選択をしたとしても、上記(2)から(4)までに定めるところを満たすのであれば、この特例の適用があることに留意する必要がある。すなわち、上記(2)の場合には特例事業用資産である宅地等と特定同族会社事業用宅地等の面積の合計が 400m^2 以下であるとき、上記(3)の場合には本通達の(3)の(注)の1の算式を満たすとき、また、上記(4)の場合には特例事業用資産である宅地等の面積の合計が 400m^2 以下であるときは、この特例の適用があることになる。

なお、上記(2)~(4)は、措置法第70条の6の9第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例受贈事業用資産について措置法第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける場合についても同様であるが（（参考2）参照）、この場合の限度面積の計算は、措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載された宅地等の面積を基準に行うこととされている（措令40の7の10③三）。

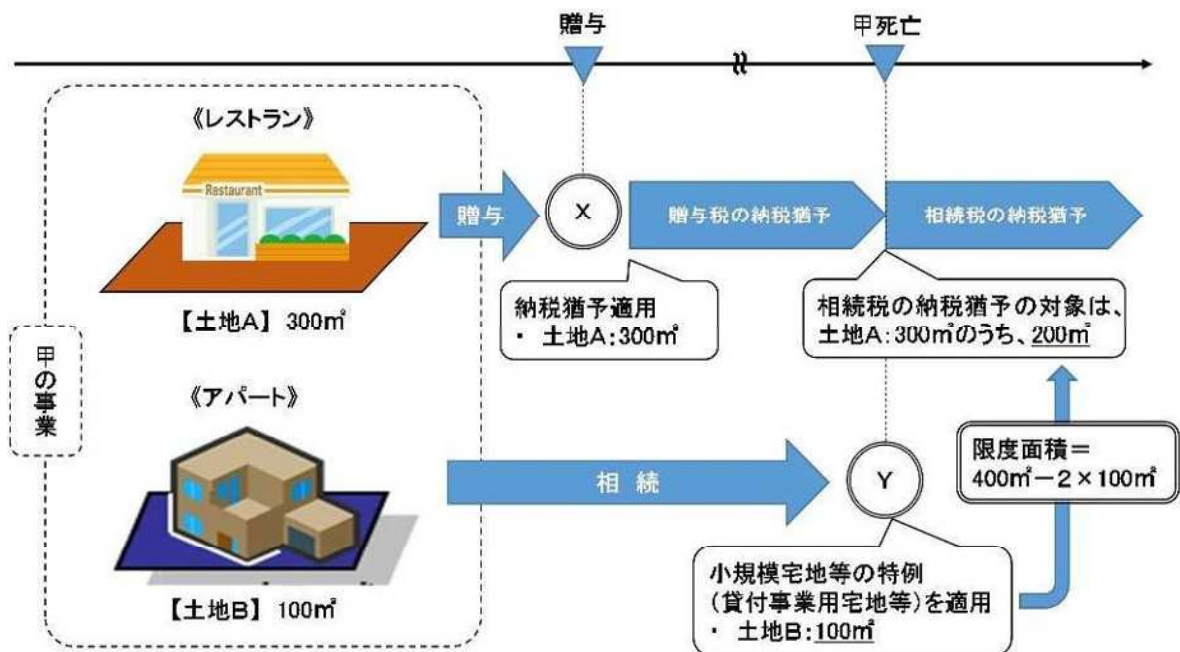
- （注） 措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合、当該死亡した贈与者に係る相続税については、当該贈与者から相続又は遺贈により取得をした特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けることはできない（措法69の4⑥）。

(参考1) 納税猶予の対象となる宅地等の限度面積の計算例

- 小規模宅地等の特例の対象となる宅地等
 - ・ 宅地A (66 m² : 特定居住用宅地等に該当)
 - ・ 宅地B (100 m² : 特定同族会社事業用宅地等に該当)
 - ・ 宅地C (80 m² : 貸付事業用宅地等に該当)

小規模宅地等の適用を受ける宅地等	計算	納税猶予の対象となる宅地等の限度面積
A (居住)	$400 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2 = 400 \text{ m}^2$	400 m ²
B (同族)	同族 $400 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2 = 300 \text{ m}^2$	300 m ²
C (貸付)	貸付 $400 \text{ m}^2 - 2 \times 80 \text{ m}^2 = 240 \text{ m}^2$	240 m ²
A + B	同族 $400 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2 = 300 \text{ m}^2$	300 m ²
A + C	居住 貸付 $400 \text{ m}^2 - 2 \times (66 \text{ m}^2 \times \frac{200}{330} + 80 \text{ m}^2) = 160 \text{ m}^2$	160 m ²
B + C	同族 貸付 $400 \text{ m}^2 - 2 \times (100 \text{ m}^2 \times \frac{200}{400} + 80 \text{ m}^2) = 140 \text{ m}^2$	140 m ²
A + B + C	居住 同族 貸付 $400 \text{ m}^2 - 2 \times (66 \text{ m}^2 \times \frac{200}{330} + 100 \text{ m}^2 \times \frac{200}{400} + 80 \text{ m}^2) = 60 \text{ m}^2$	60 m ²

(参考2) 贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合における限度面積の計算例



個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし

- 令和元年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者^{※1}として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日まで^{※2}の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、
 - ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- ※1 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「**個人事業承継計画**」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。
- 2 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限ります。
- **贈与税**については2ページ、**相続税**については6ページをご確認ください。



この制度の対象となる「**特定事業用資産**」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ① **宅地等(400㎡まで)**
- ② **建物(床面積800㎡まで)**
- ③ ②以外の**減価償却資産**で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

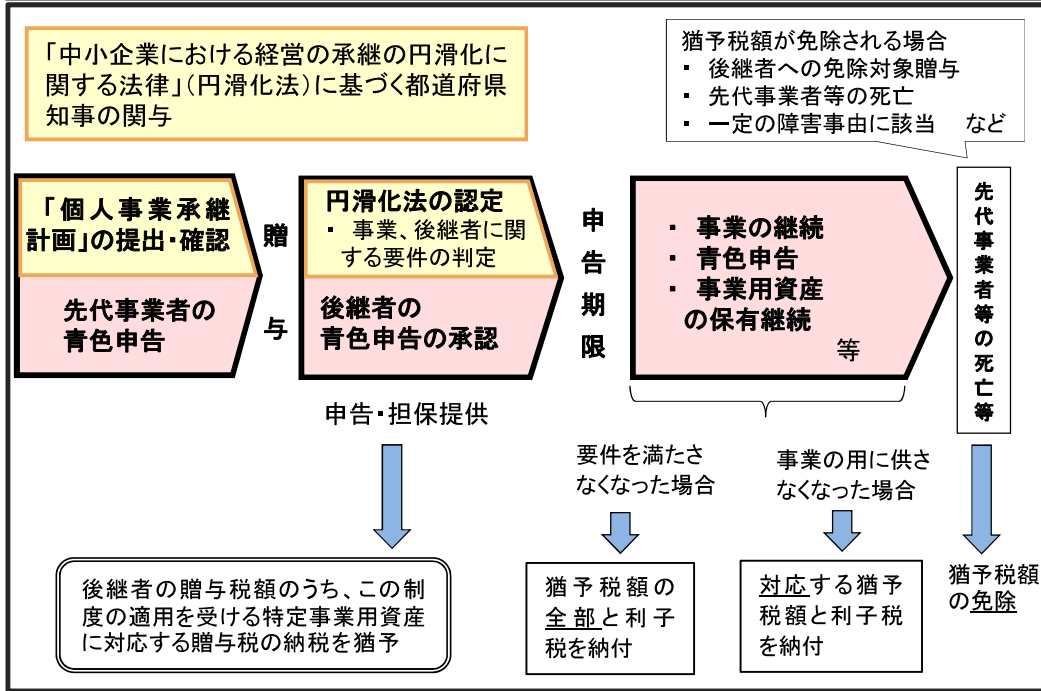
- (注) 1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
- 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
- 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります(11ページ参照)。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特案」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



令和元年 5月
税務署 この社会あなたの税がいきている

① 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第3号の計画のことをいい、「個人事業承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に限りま）をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、都道府県の担当課（12ページ参照）にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による65万円の青色申告特別控除の適用に係るもの（正規の簿記の原則によるもの）に限ります。

※ 贈与後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉
事業の開始の日（贈与の日）から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉
業務を開始した日（贈与の日）から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。
なお、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行う必要があります。

※ 令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上になります。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和6年3月31日までに都道府県知事に提出※し、その確認を受けてください。

贈与

※ 贈与の時期についての要件は、10ページを参照

この制度の適用を受けるためには、先代事業者等である贈与者から、特定事業用資産の全ての贈与を受ける必要があります。

贈与税の申告期限までの間

後継者(受贈者)の要件、先代事業者等(贈与者)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください※。

都道府県知事の円滑化法の認定

事業承継後、一定の期限（右記参照）までに、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けるとともに、贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出し、一定の担保を提供する必要があります。

開業届出書の提出・青色申告の承認

◆ この制度の適用を受けるための主な要件

- 後継者である受贈者の主な要件
 - 贈与の日において20歳以上※であること
 - 円滑化法の認定を受けていること
 - 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと
 - 贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
 - 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業（3ページ参照）及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

申告書の作成・提出

贈与税の申告期限
までの間

2 先代事業者等である贈与者の主な要件

- (1) 贈与者が先代事業者である場合
 - ① 廃業届出書を提出していること又は贈与税の申告期限までに提出する見込みであること
 - ② 贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること
- (2) 贈与者が先代事業者以外の場合
 - ① 先代事業者の贈与又は相続開始の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
 - ② 先代事業者からの贈与又は相続後に特定事業用資産の贈与をしていること*

3 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

「**資産管理事業**」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの贈与に限ります（10ページ参照）。

<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

ステップ1

贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



「暦年課税」又は「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

ステップ2

贈与を受けた財産がこの制度の適用を受ける**特定事業用資産のみ**であると仮定して贈与税を計算します。



※ 「B」の算定に当たり、特定事業用資産とともに引き付けた債務がある場合は、特定事業用資産の額からその債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなものを除きます。）の金額を控除します。

※ この制度の適用を受ける場合には、20歳^(注)以上の推定相続人（直系卑属）・孫のほか、これら以外の20歳^(注)以上の者も、相続時精算課税の適用を受けることができます。

(注) 令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上になります。

ステップ3

「②の金額」が「**納税が猶予される贈与税**」となります。なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。



申告期限までの間

(3ページからの続き)

贈与税の
申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

納税猶予期間中

事業の継続

特例受贈事業用資産の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例受贈事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合(確定事由)には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

(1) 贈与税の全額と利子税の納付が必要な場合

- ① 事業を廃止した場合*
- ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
- ③ 特例受贈事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
- ④ 青色申告の承認が取り消された場合

(2) 贈与税の一部と利子税の納付が必要な場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します*。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

- ① 特例受贈事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
- ② 特例受贈事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき(取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。)
- ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき*

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税(8ページ参照)は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「特例受贈事業用資産」とはこの制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

* やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます(5ページ参照)。

* 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限又は最初の「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(6ページ参照)の適用に係る相続税の申告期限のいずれか早い日をいいます。

* ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予」における経営贈与承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

納税猶予期間中

(4ページからの続き)

先代事業者等
(贈与者)の死亡等

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

先代事業者等(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が**免除**されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代事業者等(贈与者)が死亡した場合(下記参照)
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例受贈事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (4) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(8ページ参照)がある場合
- (5) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (6) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例受贈事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「**免除対象贈与**」とは、この制度の適用を受けている特例受贈事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

4ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(3)の「免除対象贈与」は「非上場株式会社等」についての贈与税の納税猶予等の適用を受けるものになります。また、(4)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例受贈事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

先代事業者等(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代事業者等
(贈与者)の死亡

(相続開始)

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受けた特例受贈事業用資産は、相続等により取得したものとみなして、贈与の時の価額*により他の相続財産と合算して相続税を計算します。
なお、その際、**都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けることができます。**

「**円滑化法の確認**」とは、円滑化省令第13条第6項又は第9項の確認をいいます。

なお、具体的な要件やその手続については、都道府県の担当課(12ページ参照)にお尋ねください。

また、「**円滑化法の確認**」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

※ 贈与時に承継された債務がある場合(3ページ参照)には、その控除後の金額

相続税の申告期限
までの間

都道府県知事
の円滑化法の
確認

申告書の作成・
提出

◆ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、後継者がこの制度の適用要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の確認」**を受けてください。

相続税の申告期限までに、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

「**免除対象贈与**」における、①先代事業者等(贈与者)に贈与をした者、又は、②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与税に係るこの制度の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

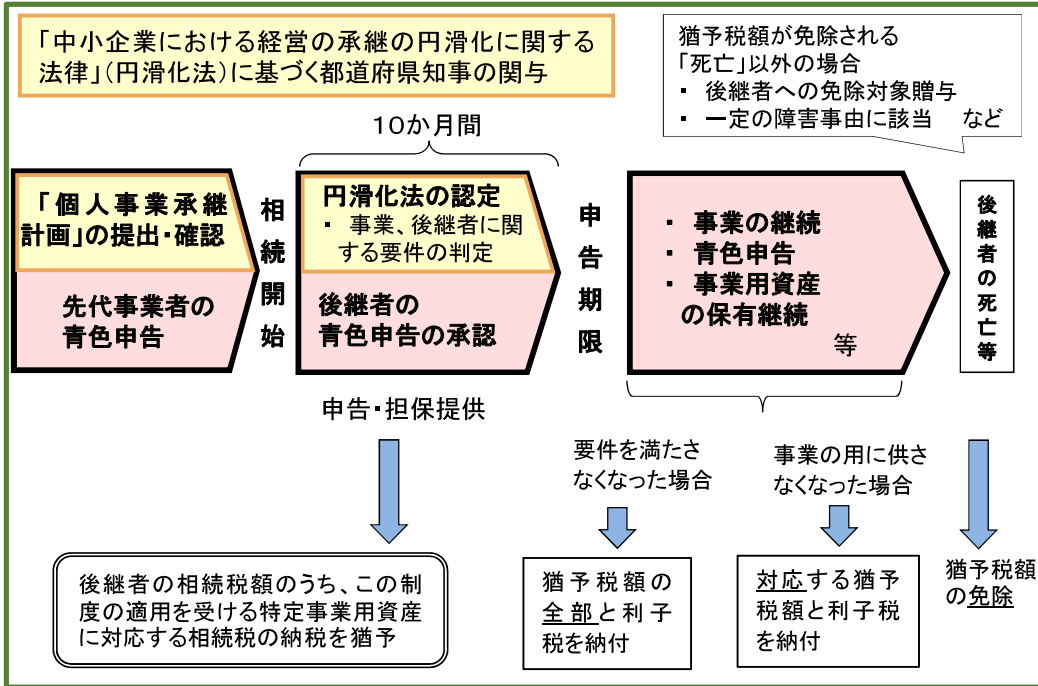
「**継続届出書**」の提出期限は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出期限が引き継がれることになります。

相続税の
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法

9ページを参照してください。

② 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、円滑化省令第16条第3号の計画のことをいい、「**個人事業承継計画の確認**」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に限ります。）をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、**都道府県の担当課**（12ページ参照）にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による65万円の青色申告特別控除の適用に係るもの（正規の簿記の原則によるもの）に限ります。

※ 相続後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

＜開業届出書＞
事業の開始の日から1か月以内に税務署に提出してください。

＜青色申告の承認＞
先代事業者の相続開始があったことを知った日（死亡の日）に応じ、次の期限までに、税務署長に申請を行う必要があります。

死亡の日	申請期限
その年1/1～8/31	死亡の日から4か月以内
その年9/1～10/31	その年12/31まで
その年11/1～12/31	その年の翌年2/15まで

なお、後継者が相続前から他の業務を行っている場合には、**青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要**です。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「**個人事業承継計画**」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、**令和6年3月31日までに都道府県知事に提出**※し、その確認を受けてください。

相続開始

※ 相続等の時期についての要件は、[10ページ](#)を参照

相続開始後に後継者（相続人等）の要件、先代事業者等（被相続人）の要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の認定」**を受けてください※。

相続税の申告期限までの間

開業届出書の提出・青色申告の承認

申告書の作成・提出

事業承継後、**一定の期限**（右記参照）までに、**開業届出書を提出**し、**青色申告の承認**を受ける（見込みを含みます。）とともに、**相続税の申告期限までに**、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出**し、一定の**担保を提供**する必要があります。

◆ この制度の適用を受けるための要件

- 1 後継者である相続人等の主な要件
 - (1) 円滑化法の認定を受けていること
 - (2) 相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと（先代事業者等が60歳未満で死亡した場合を除きます。）
 - (3) 相続税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること（見込みを含みます。）
 - (4) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業（7ページ参照）及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと
 - (5) 先代事業者等から相続等により財産を取得した者が、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと（11ページ参照）

相続税の申告期限までの間

- 2 先代事業者等である被相続人の主な要件
- (1) 被相続人が先代事業者である場合
相続開始の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること
 - (2) 被相続人が先代事業者以外の場合
 - ① 先代事業者の相続開始又は贈与の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
 - ② 先代事業者からの贈与又は相続後に開始した相続に係る被相続人であること*
- 3 担保提供
納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

「**資産管理事業**」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの相続に限ります（10ページ参照）。

相続税の申告期限

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署*に相続税の申告をする必要があります。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

納税猶予期間中
事業の継続
特例事業用資産
の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税（8ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

- (1) 相続税の全額と利子税の納付が必要な場合
 - ① 事業を廃止した場合*
 - ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
 - ③ 特例事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
 - ④ 青色申告の承認が取り消された場合
 - ⑤ 青色申告の承認の申請が却下された場合
- (2) 相続税の一部と利子税の納付が必要な場合
特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている相続税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します*。
ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。
 - ① 特例事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
 - ② 特例事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）
 - ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき*

「**特例事業用資産**」とは、この制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

※ やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます（8ページ参照）。

※ 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する相続税については、引き続き納税が猶予されます。

「**特定申告期限**」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告期限又は最初の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用に係る贈与税の申告期限のいずれか早い日をいいます。

※ ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予」における経営承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

納税猶予期間中

特例事業用資産
の継続保有等

(7ページからの続き)

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「**継続届出書**」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の**税務署へ提出**する必要があります。

なお、「**継続届出書**」の提出がない場合には、**猶予されている相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。

後継者の死亡等

「**免除届出書**」・
「**免除申請書**」の
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が**免除**されます。

「**免除対象贈与**」とは、この制度の適用を受けている特例事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

◆ **猶予されている相続税の納付が免除される主な場合**

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例事業用資産の全てについて「**免除対象贈与**」を行った場合
- (3) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(下記参照)がある場合
- (4) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (5) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

7ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(2)の「**免除対象贈与**」は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予等」の適用を受けるものになります。また、(3)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

「**やむを得ない理由**」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級)の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級)の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定(要介護状態区分が要介護5)を受けたこと

(参考) 利子税の計算方法

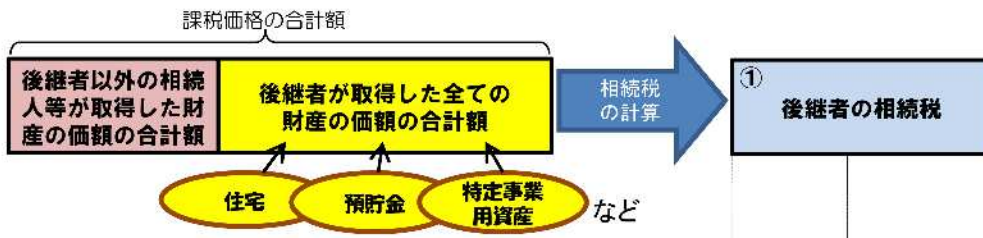
- 猶予の期限が確定した贈与税・相続税を納付する場合に、これと併せて納付する利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間(日数)に応じ、**年3.6%の割合**で計算します。
なお、**各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減**されます(0.1%未満の端数は切捨て。令和元年は0.7%に軽減。)

$$\begin{aligned} & \text{(計算式)} \\ & \text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}^{\ast}}{7.3\%} \end{aligned}$$

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%の割合を加算した割合(令和元年は1.6%)をいいます。

〔参考〕納税が猶予される相続税などの計算方法

ステップ1 全ての財産の価額に基づき後継者の相続税を計算



課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

ステップ2 特定事業用資産のみとした場合の後継者の相続税を計算



後継者が取得した財産が**特定事業用資産のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します。

※ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなるものを除きます。）の金額を特定事業用資産の額から控除します。

ステップ3 猶予税額等の計算

「②の金額」が「**納税が猶予される相続税**」となります。なお、「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



〔後継者の相続税の計算方法〕

課税価格の合計額

後継者以外の相続人等が取得した財産の価額の合計額	後継者が取得した全ての財産の価額の合計額
--------------------------	----------------------

① 課税価格の合計額から「基礎控除額」を差し引き、「課税遺産総額」を算出します。

課税遺産総額	基礎控除額
--------	-------

② 法定相続分で取得したと仮定して「課税遺産総額」をあん分します（図は子2人が法定相続人の場合です。）

子(後継者以外) 1/2	子(後継者) 1/2
--------------	------------

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

③ ②であん分した額と「相続税の速算表」を基に、各法定相続人別に相続税額を計算します。

④ ③の相続税額を合計し「相続税の総額」を算出します。

⑤ 「相続税の総額」をそれぞれの相続人等が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。このあん分した金額が、それぞれの相続人等の相続税額となります。

「ステップ1」の「①後継者の相続税」

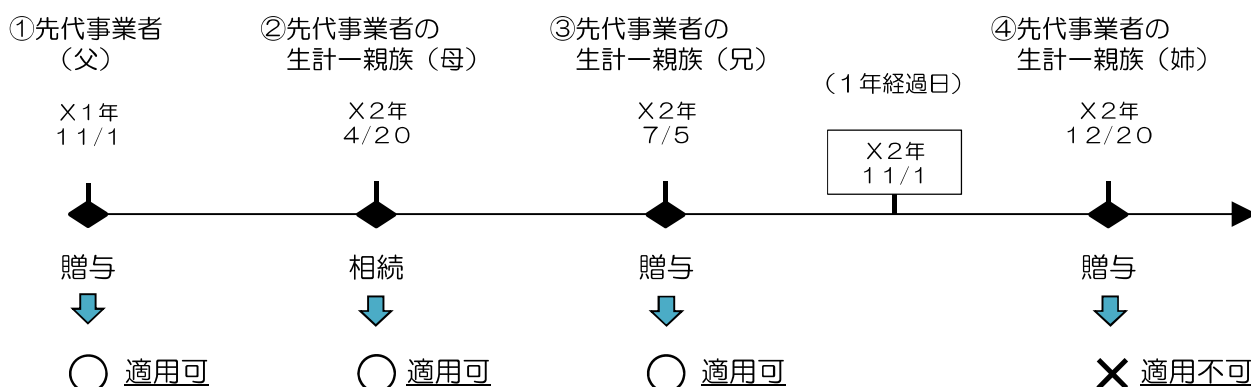
法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の特定事業用資産の贈与・相続等であることが要件となります。

また、先代事業者以外の者からの贈与・相続等について個人版事業承継税制の適用を受けようとする場合には、上記の期間内の贈与・相続等で、先代事業者からの最初のその適用に係る贈与・相続等の日から1年を経過する日までの贈与・相続等であることが要件となります。

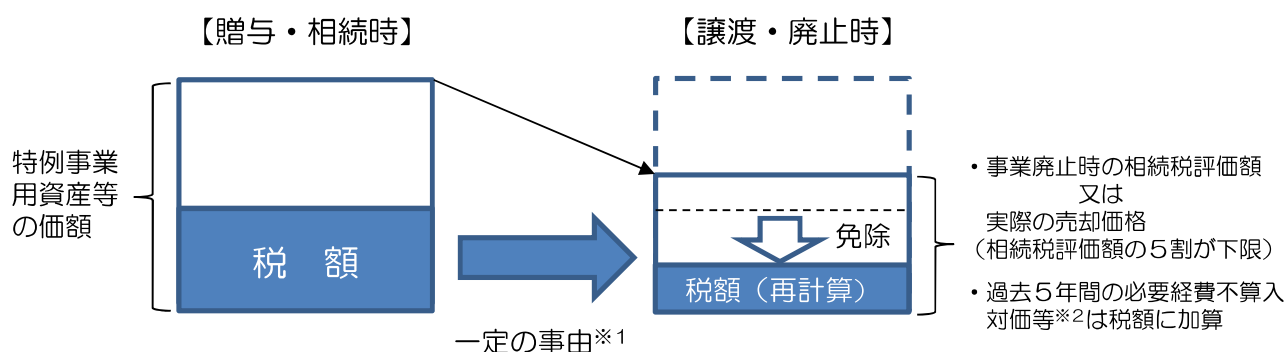
(例) 最初に贈与税の個人版事業承継税制の適用を受けている場合 (×1年11月1日に贈与)
最初の贈与の日から1年を経過する日 (×2年11月1日) までの間の贈与 (相続等) が対象となります。



(注) 適用対象となるものは平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与・相続等に限りません。

事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について

事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したときには、その対価の額 (譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります。) を基に贈与 (相続) 税額等を再計算し、再計算した税額と過去5年間の必要経費不算入対価等の合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます (再計算した税額は納付)。



※1 特例事業用資産等に係る事業について、①直前3年中2年以上その事業に係る事業所得の金額が0未満の場合、②直前3年中2年以上その事業に係る総収入金額が前年を下回る場合、③後継者が心身の故障等によりその事業に従事できなくなった場合。

2 「必要経費不算入対価等」とは、後継者の親族など、特別関係者が当該事業に従事したことその他の事由により後継者から支払を受けた対価又は給与であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

〔参考〕 小規模宅地等の特例

(1) 特例の概要

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を次のとおり減額する特例です。

なお、この特例の適用を受けるためには、その宅地等を取得した者が相続税の申告期限まで、その宅地等を保有し、事業の用又は居住の用に供しているなど、一定の要件を満たす必要があります。

用途	区分	限度面積	減額割合
事業用	特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
居住用	特定居住用宅地等	330㎡	80%

(2) 個人版事業承継税制との適用関係

先代事業者等（被相続人）に係る相続等により取得した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合、その適用を受ける小規模宅地等の区分に応じ、個人版事業承継税制の適用が次のとおり、制限されます。

	適用を受ける小規模宅地等の区分	個人版事業承継税制の適用
イ	特定事業用宅地等	適用を受けることはできません。
ロ	特定同族会社事業用宅地等	「400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積」が適用対象となる宅地等の限度面積となります*1。
ハ	貸付事業用宅地等	「400㎡－2×(A× $\frac{200}{330}$ ＋B× $\frac{200}{400}$ ＋C)」が適用対象となる宅地等の限度面積となります*2。
ニ	特定居住用宅地等	適用制限はありません*1。

*1 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ハによります。

2 Aは特定居住用宅地等の面積、Bは特定同族会社事業用宅地等の面積、Cは貸付事業用宅地等の面積です。

【参考】 個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）関係

【措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係】

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（要介護認定等の判定時期）

35-9の2 被相続人が、措置法令第23条第6項第1号に規定する要介護認定若しくは要支援認定又は同項第2号に規定する障害支援区分の認定を受けていたかどうかは、特定事由により被相続人居住用家屋が当該被相続人の居住の用に供されなくなる直前において、当該被相続人がこれらの認定を受けていたかにより判定することに留意する。

《説明》

- 1 「被相続人居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例」の適用対象となる資産（被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等）は、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋^(注1)及びその家屋の敷地の用に供されていた土地^(注2)又はその土地の上に存する権利とされていたが、令和元年度税制改正により、被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、対象従前居住の用に供されていた家屋^(注3)及びその家屋の敷地の用に供されていた土地^(注3)又はその土地の上に存する権利が追加された（措法35④）。
 - (注1) その相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されており、①昭和56年5月31日以前に建築されたこと、②建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物（いわゆる区分所有建物）でないこと及び③その相続の開始の直前においてその被相続人以外に居住をしていた者がいなかったことの要件を満たす家屋であって、その被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物に限る（措令23⑧）。
 - (注2) その相続の開始の直前において（注1）の家屋の敷地の用に供されていたと認められるもので、その相続の開始の直前においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合には、その土地のうち、その土地の面積にそれらの床面積の合計のうちにその家屋の床面積の占める割合を乗じて計算した面積に係る土地の部分に限る（措令23⑨）。
 - (注3) 「相続の開始の直前」が「特定事由によりその家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となるほかは、（注1）及び（注2）と同様の要件を満たすものに限られる（措令23⑧⑨）。
- 2 なお、対象従前居住の用とは、特定事由により相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合（次の要件を満たす場合に限る。）におけるその特定事由により居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用のことをいう（措法35④、措令23⑦）。
 - (1) 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前まで引き続きその被相続人の物品の保管等の用に供されていたこと。
 - (2) 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前まで事業の用、貸付けの用又はその被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。
 - (3) 被相続人が下記3(1)又は(2)に記載する住居又は施設（以下「養護老人ホーム等」という。）に入居又は入所をした時から相続の開始の直前までの間においてその被相続人の居住の用に供する家屋が2以上ある場合には、これらの家屋のうち、その養護老人ホーム等が、その被相続人が主としてその居住の用に供していた一の家屋に該当するものであること。

- 3 また、特定事由とは、次に掲げる事由とされている（措法35④、措令23⑥、措規18の2③）。
- (1) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けていた被相続人又は特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前において介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していた被相続人^(注)が、次に掲げる住居又は施設に入居又は入所をしていたこと。
- イ 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- ロ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院
- ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（イの有料老人ホームを除く。）
- (注) 具体的には、「介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）」（基本チェックリスト）に該当していた者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）をいう。介護保険法の要介護認定などを受けていない場合であっても、この基本チェックリストに該当することにより、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスを受けることができる。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が同法第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。）又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居又は入所をしていたこと。
- 4 ところで、上記3(1)の「介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けていた被相続人」及び上記3(2)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人」に関し、いつの時点において、被相続人がこれらの要介護認定若しくは要支援認定又は障害支援区分の認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていなければならないのか疑義が生じる余地がある。
- 5 この点について本項は、養護老人ホーム等に入居又は入所をしていた被相続人が介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたかどうかは、特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前において判定することとされた（措令23⑥、措規18の2③）ことを踏まえ、被相続人が要介護認定等を受けていたかどうかは、特定事由により被相続人居住用家屋がその被相続人の居住の用に供されなくなる直前において、その被相続人が要介護認定等を受けていたかどうかにより判定することを留意的に明らかにしたものである。
- なお、特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前において同号に該当していた被相続人については、要介護認定等を受けていたかどうかは要件とされていないことから、例えば、基本チェックリストに該当していた被相続人が、上記3(1)又は(2)の住居又は施設への入居又は入所後に要介護認定等を受けた場合であっても、他の要件を満たす限り、特定事由に該当することとなる。

(参考)

○ 建物の区分所有等に関する法律 (抄)

(建物の区分所有)

第一条 一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。

○ 介護保険法 (抄)

(市町村の認定)

第十九条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定 (以下「要介護認定」という。) を受けなければならない。

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定 (以下「要支援認定」という。) を受けなければならない。

第八条 省略

2～27 省略

28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者 (その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。) に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

29 この法律において「介護医療院」とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者 (その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。) に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第七十七条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

○ 介護保険法施行規則 (抄)

(法第十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者)

第四百十条の六十二の四 法第十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 居宅要支援被保険者

二 厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者 (二回以上にわたり当該基準の該当の有無を判断した場合においては、直近の当該基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第

一号被保険者) (要介護認定を受けた第一号被保険者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。)

○ 老人福祉法 (抄)

(定義)

第五条の二 省略

2～5 省略

6 この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

7 省略

(養護老人ホーム)

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(特別養護老人ホーム)

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(軽費老人ホーム)

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。)とする。

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十一項を除き、以下この条において同じ。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一～七 省略

2～17 省略

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2～4 省略

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害支援区分の認定）

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。

2 省略

第五条 省略

2～9 省略

10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

12～16 省略

17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

18～28 省略

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（特定事由により居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までの利用制限）

35-9の3 措置法令第23条第7項第2号に規定する「事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと」の要件の判定に当たっては、特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までの間に、当該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用として一時的に利用されていた場合であっても、事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたこととなることに留意する。また、当該貸付けの用には、無償による貸付けも含まれることに留意する。

《説明》

- 1 措置法通達35-9の2（要介護認定等の判定時期）の《説明》のとおり、令和元年度税制改正により、「被相続人居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例」の改正が行われ、被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、対象従前居住の用に供されていた家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地又はその土地の上に存する権利が追加された（措法35④）。
- 2 なお、対象従前居住の用とは、特定事由（措置法通達35-9の2の《説明》の3参照）により相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合（次の要件を満たす場合に限る。）におけるその特定事由により居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用のことをいう（措法35④、措令23⑦）。
 - (1) 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前まで引き続きその被相続人の物品の保管等の用に供されていたこと。
 - (2) 特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前まで事業の用、貸付けの用又はその被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。
 - (3) 被相続人が養護老人ホーム等に入居等をした時から相続の開始の直前までの間においてその被相続人の居住の用に供する家屋が2以上ある場合には、これらの家屋のうち、その養護老人ホーム等が、その被相続人が主としてその居住の用に供していた一の家屋に該当するものであること。
- 3 ところで、対象従前居住の用に係る上記2(2)の要件（措令23⑦二）の判定に当たり、例えば、特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった後、一時的に貸し付けられていた場合などは、「事業の用、貸付けの用又はその被相続人以外の者の居住の用に供されていたこと」に該当するの疑義が生じる余地がある。
- 4 この点について、上記1の改正は、被相続人が養護老人ホーム等への入居等により自宅を離れた場合であっても、一時的に元の自宅に戻ることや家財置き場等として元の自宅を使用することもあり、養護老人ホーム等へ入居等をしたことをもって生活の拠点が移転し、元の自宅が空き家になったとは一概には言えないことから、一定の要件の下で本特例を適用することができることとされた

ものであることを踏まえ、本項は、特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までの間に、たとえ一時的な利用であったとしても、被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又はその被相続人以外の者の居住の用に供されていた事実が認められる場合には、「事業の用、貸付けの用又はその被相続人以外の者の居住の用に供されていたこと」に該当することとなり、上記2(2)の要件を満たさないこととなる旨を留意的に明らかにしたものである。

なお、本項また書は、この「貸付けの用」には、賃貸借により有償で貸し付けられていたものに限らず、使用貸借により無償で貸し付けられていたものも含まれることを留意的に明らかにしている。

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）関係

【法第33条《譲渡所得》関係】

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）

33-1の6 民法第1046条第1項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産（当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。）の移転があったときは、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡したことになる。

（注） 当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38-7の2参照

《説明》

- 1 高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等が盛り込まれた「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」が成立し、平成30年7月13日に公布された。

なお、遺留分の減殺請求権の金銭債権化を含む改正後の遺留分制度（民法1042～1049）については、令和元年7月1日から施行されている。

- 2 改正前の遺留分制度における「遺留分の減殺請求^{（注1）}」の法的性質（遺留分の減殺請求権が行使された場合の効果）は、遺留分権利者の意思表示によって当然に物権的効力が生ずる、つまり、遺留分の減殺請求権が行使された場合、直ちに、遺贈又は贈与（以下「遺贈等」という。）が失効し、その目的財産の所有権又は共有持分権が遺留分権利者に帰属することとされていた^{（注2）}。

改正後の遺留分制度においては「遺留分侵害額の請求」となり、その法的性質（遺留分侵害額の請求権が行使された場合の効果）は、遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生することとされた^{（注3）}。つまり、遺留分権利者は、受遺者又は受贈者（以下「受遺者等」という。）に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることとされ、逆に、受遺者等は、遺留分権利者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払をすれば足り、受遺者等が取得した権利が当然に遺留分権利者に帰属することにはならないこととされた。

このように、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とすることによって、遺留分権利者は、減殺された遺贈等の目的財産の所有権又は共有持分権を主張することができなくなり、受遺者等に対する一般債権者としての地位を有することになる。

なお、遺留分侵害額の請求を受けた受遺者等が直ちに金銭を準備することができず不利益を被る可能性があることから、裁判所は、その受遺者等の請求により、その遺留分侵害額の請求に係る債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる（民法1047⑤）こととされている。

- (注1) 「遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。」(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律による改正前の民法1031)
- (注2) 「遺留分権利者の減殺請求により贈与又は遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は右の限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属するものと解するのが相当」(昭和51年8月30日最高裁判決)
- (注3) 「遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(…)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。」(民法1046①)

- 3 上記2のとおり、従来、物権的効力が生ずるとされていた「遺留分の減殺請求」が「遺留分侵害額の請求」として金銭債権化されたことに伴い、民法上、遺留分権利者は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求のみを行うことができることとなった。しかしながら、受遺者等が金銭で支払うことが困難である場合等において、当事者間の合意により金銭の支払に代えて他の財産を給付することも想定され、そのような方法で遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求に対する債務の全部又は一部の弁済をすることは、代物弁済(民法482)に該当するものと考えられる。
- 4 ところで、代物弁済は、本来の給付に代えて他の財産の給付をなすことによって既存の債務を消滅させる有償契約であることから、その代物弁済により移転する資産が譲渡所得の基因となる資産であるときは、その移転があった時にその資産を譲渡したこととなる(所法33①)。
このとき、その代物弁済により消滅した債務の額に相当する価額によりその資産を譲渡したこととなるため、通常、その消滅した債務の額がその資産の譲渡所得の収入金額となる(所法36①②)。
- 5 このため、本項は、遺留分侵害額の請求権の行使により、遺留分権利者から受遺者等に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、受遺者等が遺留分権利者の承諾を得て、金銭の支払に代え、その債務の全部又は一部の履行として保有する資産(その遺留分侵害額の支払請求の基因となった遺贈等により取得したものを含む。)の移転をしたときは、代物弁済による資産の移転に該当すると考えられることから、受遺者等は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額によりその資産を譲渡したこととなることを明らかにしたものである。
- 6 なお、この資産の移転をしたときに譲渡所得の収入金額となる「その履行により消滅した債務の額」が幾らになるのかという点について、この資産の移転が金銭の支払に代えて行われるものであることからすると、通常は、その資産の時価に相当する債務の額を消滅させる旨の合意が行われるものと考えられるが、その資産の時価とその遺留分侵害額に相当する金額との間に差額が生じる場合も想定される。このような場合においては、その当事者間の合意に至る経緯やその合意内容等を踏まえ、その資産の移転により消滅した債務の額を個々に判断し、譲渡所得の収入金額を決定する必要がある。
- 7 本項の取扱いは、上記1の民法改正(遺留分制度)の施行時期を踏まえ、令和元年7月1日以後に開始した相続に係る遺留分侵害額の請求があった場合について適用することとしている。

(参考1)

○ 移転した資産の時価と遺留分侵害額に相当する金額との間に差額が生じる場合における譲渡所得の収入金額 (例)

1 資産の時価が遺留分侵害額に相当する金額を上回る場合

例えば、遺留分侵害額に相当する金額2,000万円の支払請求に対し、受遺者等が金銭の支払に代えて時価2,500万円の資産を債務の履行として移転した場合において、受遺者等が遺留分権利者からその差額に相当する清算金500万円を受領するときは、資産の移転により消滅した債務の額2,000万円と受領した清算金500万円の合計2,500万円が譲渡所得の収入金額となる。

2 資産の時価が遺留分侵害額に相当する金額を下回る場合

例えば、遺留分侵害額に相当する金額2,000万円の支払請求に対し、受遺者等が金銭の支払に代えて時価1,500万円の資産を債務の履行として移転した場合において、受遺者等が遺留分権利者に対しその差額に相当する残りの債務500万円に係る支払をするときは、資産の移転により消滅した債務の額1,500万円が譲渡所得の収入金額となる。

(注) 上記1又は2の差額に相当する金額について清算金の受領又は残りの債務に係る支払が行われない場合、その当事者間の合意に至る経緯やその合意内容等、具体的には、差額に相当する金額に係る債権放棄、債務免除等の有無といった個々の事実関係に基づいて、譲渡所得の収入金額となる「その履行により消滅した債務の額」を判断することになる。

(参考2)

○ 民法 (抄)

(遺留分の帰属及びその割合)

第千四十二条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 三分の一
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 二分の一

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第九百条及び第九百一条の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。

(遺留分侵害額の請求)

第千四十六条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者 (特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。) 又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

2 遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

- 一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額
- 二 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
- 三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務 (次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。) の額

(受遺者又は受贈者の負担額)

第千四十七条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第千四十二条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する。

- 一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。
- 二 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
- 三 受贈者が複数あるとき（前号に規定する場合を除く。）は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。

2 第九百四条、第千四十三条第二項及び第千四十五条の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。

3 前条第一項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第一項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

4 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第一項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

(代物弁済)

第四百八十二条 債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

○ 所得税法（抄）

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 省略

【法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係】

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費）

38-7の2 民法第1046条第1項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があつた場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があつたときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があつた時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得したことになる。

《説明》

- 1 所得税基本通達33-1の6（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）の《説明》のとおり、遺留分制度が改正され、従来、物権的効力が生ずるとされていた遺留分の滅殺請求権が遺留分侵害額の請求権に見直され、金銭債権化された。
- 2 本項は、遺留分侵害額の請求権の行使により、遺留分権利者から受遺者等に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があつた場合において、受遺者等が遺留分権利者の承諾を得て、金銭の支払に代え、その債務の全部又は一部の履行として保有する資産の移転をしたときは、代物弁済による資産の移転に該当すると考えられることから、遺留分権利者は、原則として、その履行があつた時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額によりその資産を取得したこととなることを明らかにしたものである。
- 3 なお、この資産の移転をしたときに資産の取得に要した金額（取得価額）となる「その履行により消滅した債権の額」が幾らになるのかという点について、この資産の移転が金銭の支払に代えて行われるものであることからすると、通常は、その資産の時価に相当する債権の額を消滅させる旨の合意が行われるものと考えられるが、その資産の時価とその遺留分侵害額に相当する金額との間に差額が生じる場合も想定される。このような場合においては、その当事者間の合意に至る経緯やその合意内容等を踏まえ、その資産の移転により消滅した債権の額を個々に判断し、資産の取得価額を決定する必要がある。
- 4 本項の取扱いは、民法改正（遺留分制度）の施行時期を踏まえ、令和元年7月1日以後に開始した相続に係る遺留分侵害額の請求があつた場合について適用することとしている。

（参考）

○ 移転した資産の時価と遺留分侵害額に相当する金額との間に差額が生じる場合における資産の取得価額（例）

1 資産の時価が遺留分侵害額に相当する金額を上回る場合

例えば、遺留分侵害額に相当する金額2,000万円の支払請求に対し、受遺者等が金銭の支払に代えて時価2,500万円の資産を債務の履行として移転した場合において、遺留分権利者が受遺者等に対しその差額に相当する清算金500万円を支払うときは、資産の移転により消滅した債権の額2,000万円と支払った清算金500万円の合計2,500万円が資産の取得価額となる。

2 資産の時価が遺留分侵害額に相当する金額を下回る場合

例えば、遺留分侵害額に相当する金額2,000万円の支払請求に対し、受遺者等が金銭の支払に代えて時価1,500万円の資産を債務の履行として移転した場合において、遺留分権利者が受遺者等からその差額に相当する残りの債権500万円に係る支払を受けるときは、資産の移転により消滅した債権の額1,500万円が資産の取得価額となる。

(注) 上記1又は2の差額に相当する金額について清算金の支払又は残りの債権に係る支払が行われない場合、その当事者間の合意に至る経緯やその合意内容等、具体的には、差額に相当する金額に係る債権放棄、債務免除等の有無といった個々の事実関係に基づいて、資産の取得価額となる「その履行により消滅した債権の額」を判断することになる。

参 考

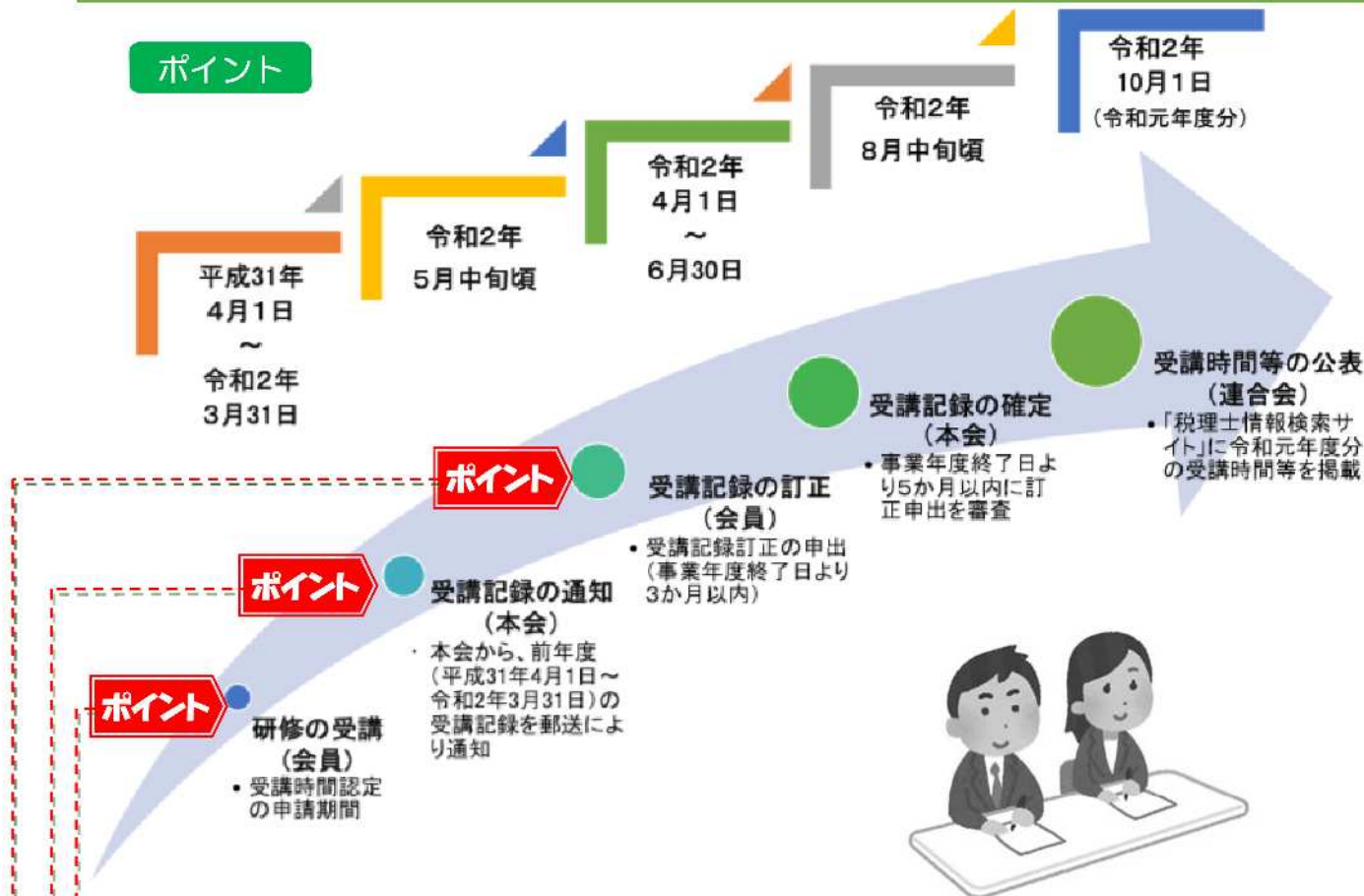
研修制度のご案内

1. 研修受講義務

税理士会員は、一事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）に、36時間以上の研修を受講しなければなりません（研修規則第2条、第5条）。

ただし、事業年度の途中に新規登録した会員については、登録した月の翌月からの月数按分した時間数となります（研修規則第5条第2項）。

2. 研修の受講、受講記録の確定から受講時間等の公表までの流れ



○ 令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)において、36時間(研修の受講義務)以上の研修を受講しているか、研修受講管理システムで自己の受講時間を定期的に確認してください。

○ 「その他の研修」又は「マルチメディア方式の研修」を受講したときは、受講時間認定の申請を行ってください(令和元年度中に受講した当該研修の受講時間認定の申請は、必ず令和2年4月15日までに行ってください)。

○ 令和元年度の受講記録はを令和2年5月中旬頃に郵送により通知します。

○ 受講記録の訂正の対象は、本会や支部等が実施した研修(会場参加方式の研修に限る)の受講受付時において、本来自動的に記録、保存されるべき受講記録の過不足がある場合に限り、「その他の研修」や「マルチメディア方式の研修」の受講認定時間の申請漏れは訂正の対象外です。

3. 研修の種類及び受講時間算入制限

本会が実施する研修の種類及び受講時間算入制限は次のとおりです。

研修の種類	(副分類)	形態	算入の制限
ポイント (1) 本会が主催、共催、協賛又は後援する研修 (2) 連合会が主催、共催、協賛又は後援する研修 (3) 支部等が主催、共催、協賛又は後援する研修 (4) 他税理士会が主催する研修等 (5) 関連団体が主催、共催、協賛又は後援する研修	・ 全国統一研修会	会場参加方式	受講時間の算入の制限なし
	・ 登録時研修		
	・ 公開研究討論会		
	・ その他研修		
(6) 認定研修	・ 大学等が実施する研修で、本会が認定したもの	会場参加方式のみ	受講時間の算入の制限なし
	・ 民間団体が実施する研修で、本会が特に認定したもの		
	・ 前号に規定する民間団体のうち、本会が特に認定した団体の実施するもの		
(7) その他の研修	・ 大学等及び民間団体が実施する研修で、本会の認定を受けていないもの	会場参加方式のみ	一事業年度につき <u>18時間</u> を限度
	・ 士業団体が実施する研修(税理士業務に隣接するものに限る。)		
	・ 他会が認めた研修		



※ 研修の講師を務めた場合は研修時間の3倍の時間が③「その他の研修」の受講時間として(18時間を限度)。なお、4.に記載する受講時間認定の申請は、主催者が研修受講管理システムにより行うため、原則不要です。

ポイント

- (1)～(5)「本会主催研修等」の日程等は、会報「近畿税理士界」に毎月同封しています。
(1)～(5)「本会主催研修等」は、直接会場に行って受講する会場参加方式と本会及び連合会のホームページにて配信等されているマルチメディア方式の研修を受講する方法の2種類があります。
- (1)～(5)「本会主催研修等」と(6)「認定研修」は受講時間算入の制限がありません。
(7)「その他の研修」は、一事業年度18時間までを限度に受講時間として算入されます。
- (6)「認定研修」と(7)「その他の研修」については、職業専門家として相応しい研修精度を保つため、一般納税者や経理担当者を主な受講対象者とする研修は除きます。
 - ・ 税務署が主催する「年末調整」の研修会などの主に一般企業の経理担当者を対象とする研修会は、受講時間に算入されません。
 - ・ 小学校等での租税教育の講師としての授業時間は、受講時間には算入されません。

4. 受講時間認定の申請及び研修の科目

(1) 受講時間認定の申請方法は次のとおりです。

申請方法	提出方法	申請期限	通知	
			認定の場合	否認の場合
【研修受講管理システム】 	研修受講管理システム	受講日の翌月15日までに	2か月以内に審査し、「研修受講管理システム」に受講記録を追加	2か月以内に審査し、その結果を郵送
【受講時間認定申請書(様式第6号)】  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 開催案内など研修内容が確認できるものを添付 </div>	メール、FAX、郵送等			

ポイント

ポイント

- (7) 「その他の研修」又は「マルチメディア方式の研修」を受講したときは、各自で研修受講管理システム等により受講時間認定の申請を行ってください。

(2) 研修の科目の範囲は次のとおりです。

ポイント	科目	備考
	(1) 税理士法その他職業倫理に関するもの	税理士法、連合会会則、本会会則、支部規則、その他綱紀規則等に関する内容
	(2) 租税法及び会計に関するもの	税理士業務等に資する内容
	(3) 公益的業務に関するもの	成年後見制度、地方公共団体監査制度、公益社団法人等制度、NPO法人制度、登録政治資金監査人制度等に関する内容
	(4) 情報処理に関するもの	税理士業務に必要な、コンピューター、インターネット及び電子情報技術等に関する内容
	(5) 法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるもの	客観的な観点から認められる内容であること


ポイント

- 受講時間認定の申請は、上記科目の範囲内の研修内容であることが必要です。

5. 受講義務免除の申請

税理士会員は、免除事由に該当する場合、本会に対し、一事業年度ごとに免除の申請をすることができます。申請方法は次のとおりです。

(1) 対象となる事由及び提出書類は次のとおりです。

対象となる事由	提出書類	
	申請書	添付書類
負傷又は疾病による療養		医師の診断書
震災、風水害、火災などの災害		り災証明書（もしくは申述書）
出産		母子手帳の写し
育児		母子手帳の写し＋申述書
介護など		介護認定書等＋申述書
報酬のある公職（法43条後段）		勤務証明書等
国会議員又は地方公共団体の議会の議員		議員であることを証する書類
	+	
	添付資料 (申述書)	

(2) 申請期限及び提出書類は次のとおりです。

ポイント	申請期限	提出方法	提出先	通知
	事業年度終了日より3か月以内	郵送 ※「書留」、「簡易書留」推奨	本会	受理日から2か月以内に審査し、その結果を郵送

ポイント

- 令和元年度の受講義務免除の申請期限は令和2年6月30日までです。
- 免除申請書は、所属支部を経由せず、直接本会に提出してください。

6. 各種申請書のご提出先／お問い合わせ

近畿税理士会 事務局 制度研究課(担当：研修部)

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL (06) 6941-6886 FAX (06) 6942-2182 e-mail: info_kensyu@kinzei.or.jp

研修受講管理システム利用マニュアル

(受講記録の確認・登録)

1-1. 受講記録の確認方法について



1. 研修受講管理システムにアクセス

(1) インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページにアクセスします。(http://www.kinzei.or.jp)

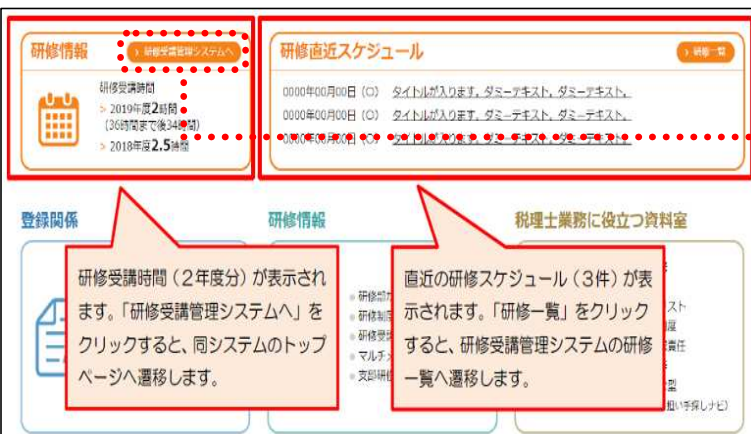


(2) 「税理士の方へ」をクリックします。

(3) ※令和元年10月1日より、本会会員専用ページ(近税パソネット21)のログイン方法を以下のとおり変更しております。

ユーザーID: 登録番号
パスワード: (初期) 生年月日(西暦)

入力が終わりましたら「ログインする」ボタンをクリックしてください。



(4-①) 「研修受講管理システムへ」をクリックしてください。裏面(6)の研修受講管理システム画面が表示されます。

※会員専用ページからログイン不要で「研修受講管理システム」へ移動できます。

≪「研修情報」からログインする場合≫



(4-②) 近税パソネット 21 の「研修情報」ページ内の「研修受講管理システム」をクリックします。



(5) 「受講管理システム」バナーをクリックすると、同システムへ移動できます。

1-2 受講記録の確認方法について



(6) 画面左上に表示される自分のお名前（カタカナ）を確認願います。現時点での今年度の研修受講時間^(※)が表示されます。

(※)円グラフ等で表示される研修受講時間は、毎日実施されるメンテナンス終了後に反映されます。

(7) 画面上部メニューの「年度別受講記録」をクリックすると、1事業年度（4月1日～3月31日）に受講した研修の受講記録を確認できます。

(8) 確認したい事業年度（西暦）を入力し「出力」ボタンをクリックします。（例）令和元年度分を確認したい場合は「2019」と入力

(9) 「出力」を選択すると「研修受講記録兼受講時間算入の届出書」がPDFで表示されますので、研修受講記録を確認してください。

(イメージ)



2-1 受講時間の認定申請方法について

(1) 「その他の研修」の場合

以下のご案内に従って入力してください。
よろしければ「入力内容確認」ボタンを押してください。
※講師の時間は、実際に講演した時間を入力してください。

◆6号様式

実施団体名	
日時	例:2019/11/19 (時間数/) (時間)
会場	
講師名	
研修テーマ	
研修の概要	

◆分類

受講分類	▼選択してください
研修の種類	▼選択してください

入力内容確認

○ 受講記録を登録する

(1) 画面上部メニューの「自己申請」をクリックし、「その他の研修」受講認定申請をクリックします。

(2) 必要事項を入力し、「入力内容確認」ボタンをクリックします。

<必要事項>

- ①実施団体名
略称を使用せずに入力してください。
- ②日時
※講師としての申請の場合は、実際に講演した時間を入力してください。
- ③会場
- ④講師名
- ⑤研修テーマ
研修の科目がわかるよう詳しく入力してください。
(例) 正：相続税実務の留意点
誤：第5回研修会
- ⑥研修の概要
内容がわかるよう詳しく入力してください。
- ⑦受講分類
「受講者として」または「講師として」を選択してください。
- ⑧研修の種類
該当するものを選択してください。

以下の内容で登録します。よろしければ「登録」ボタンを押してください。

◆6号様式

実施団体名	団体名を略さず入力
日時	2018年04月01日(日) 13:00~16:00 (時間数 / 3.0時間)
会場	詳細に入力
講師名	正確に入力
研修テーマ	研修の科目がわかるよう詳しく入力
研修の概要	具体的に入力

◆分類

受講分類	受講者として
研修の種類	7-1.その他の研修 (大学等及び民間団体が実施)

戻る 登録

(3) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。

(4) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。「自己申請を登録しました。」と表示されれば登録完了です。

確認 C-1000003

自己申請を登録します。よろしいですか?

はい いいえ

※当該登録内容については、本会での審査(認定)後、受講時間に反映されます。

2-2 受講時間の認定申請方法について

(2) 「マルチメディア方式の研修」の場合

近畿税理士会 研修受講管理システム

研修一覧 申込状況確認 受講履歴確認 自己申請 年度別受講記録

自己申請 > マルチメディア受講認定申請

研修会検索

研修会タイトル

講師

科目Ⅰ ▼選択してください ▼選択してください

科目Ⅱ ▼選択してください ▼選択してください

配信日 例:2019/11/19 ~ 例:2019/11/19

配信 全会 日税連 日税連加盟団体

以上の条件で 検索

研修会タイトル	科目Ⅰ	科目Ⅱ	配信日	講師	認定時間	視聴申請
(DVD研修) 令和元年度第2回研修会「民法(相続関係)改正と税務への影響~配偶者居住権の創設をはじめとして~」	法律(税法以外)	民法	2019年09月18日(水)	税理士 藤田 進 氏	3.0	申請
(マルチメディア研修)全国統一研修会②「資料例からみる相続実務~税法解釈の関連点~」(後半)	税法		2019年08月27日(火)	広島修道大学法学部教授 栗谷健 氏	3.5	視聴申請済
(マルチメディア研修)全国統一研修会①「資料例からみる相続実務~税法解釈の関連点~」(前半)	税法		2019年08月27日(火)	広島修道大学法学部教授 栗谷健 氏	1.5	視聴申請済

○ 受講記録を登録する

(1) 画面上部メニューの「自己申請」をクリックし、「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

(2) 申請したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。

☆日税連主催研修会ビデオ(他会提供研修を含む)を視聴した場合は、配信欄の「○日税連」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

(3) 申請したい研修会の「申請」ボタンをクリックします。

※研修受講管理システムにログインし、研修会ビデオの視聴終了後に表示される「受講記録申請」又は「受講記録を登録する」ボタンをクリックした場合は、この申請画面に直接移動します。

以下の受講記録を登録します。
よろしければ「登録確認」ボタンを押してください。

研修会タイトル : (DVD研修) 令和元年度第2回研修会「民法(相続関係)改正と税務への影響~配偶者居住権の創設をはじめとして~」

配信日時 : 2019年09月18日(水) 13:30~16:30

認定時間 : 3.0時間

受講日 : 例:2019/11/19

研修会確認コード

戻る 登録確認

(4) 「受講日」(視聴した日)を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。

※研修会確認コードは空欄のままにしてください。

☆日税連主催研修会の受講記録の登録には、(動画内に表示される)4桁の研修会確認コードを入力する必要があります。

以下の受講記録を登録します。
よろしければ「登録」ボタンを押してください。

研修会タイトル : (DVD研修) 令和元年度第2回研修会「民法(相続関係)改正と税務への影響~配偶者居住権の創設をはじめとして~」

配信日時 : 2019年09月18日(水) 13:30~16:30

認定時間 : 3.0時間

受講日 : 2019年11月19日(火)

戻る 登録

(5) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。

確認 C-3060201

自己申請を登録します。よろしいですか?

はい いいえ

(6) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

(留意事項)

会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録の登録はできません。

ご都合にあわせて受講できます！

マルチメディア研修のご案内

業務や会場定員等で研修会を受講できない会員のために、本会が開催した各種研修会のテキスト・収録ビデオを「近税パソネット 21」>研修情報>マルチメディア研修/テキスト」に掲載していますので、ぜひご活用ください（講師都合により未収録の研修会を除く）。

なお、マルチメディア研修を受講された場合、当該収録時間がその研修の受講時間となりますので「研修受講管理システム」で受講時間の認定申請をお願いします。

○研修会収録ビデオの視聴方法



(1) インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページにアクセスします。(http://www.kinzei.or.jp)

検索サイト google 等で検索する。

近畿税理士会

検索

(2) 「税理士の方へ」をクリックします。

(3) ※令和元年10月1日より、本会会員専用ページ（近税パソネット 21）のログイン方法を以下のとおり変更しております。

ユーザーID：登録番号

パスワード：(初期) 生年月日 (西暦)

入力が終わりましたら「ログインする」ボタンを押してください。

(4) 「研修情報>マルチメディア研修/テキスト」をクリックします。

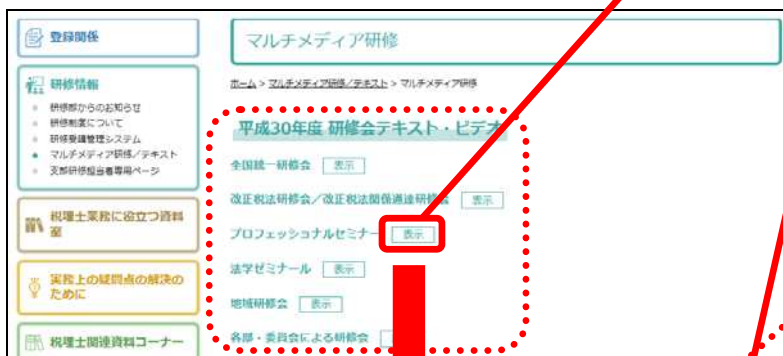




(5) 「近畿税理士会マルチメディア研修」バナーをクリックします。

☆日税連主催研修会（各税理士会提供研修を含む）は「受講管理システム」より視聴できます。
※詳細は次葉を参照願います。

(6) ビデオを開催年度・研修会種別ごとに掲載していますので、受講したい研修会種別の「表示」ボタンをクリックします。



(7) 選択した研修会種別のビデオタイトル一覧が表示されますので、視聴したい研修会の「視聴」ボタンをクリックします。

※視聴に際して「当日配布資料」（PDF）をダウンロードしてください。

開催日	研修時間	テーマ	講師	研修会資料	動画
8月20日	5	相続法改正と相続税法	立命館大学法学部教授 望月 徹 立命館大学法学部准教授 安井 栄二	※当日配布資料	前半視聴 後半視聴
7月24日	3	租税回避を認定し、これを否認する「打ち出の小槌」はない	関西大学名誉教授 村井 正	※当日配布資料	視聴

(8) 視聴ページが表示されますので、「▶（再生）」ボタンをクリックします。

○視聴後、研修受講時間として算入する場合は認定申請が必要です。



(9) 視聴終了後に表示される「受講記録申請」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。
※同申請方法（詳細）は次々葉を参照願います。

※視聴後に出る「受講記録申請」ボタンをクリックすると受講記録の申請画面へ移動します。

○日本税理士会連合会ビデオ研修のご案内

研修情報
 研修受講期間
 > 2019年度2学期
 (26時間まで34時間)
 > 2018年度2.5単位

研修直近スケジュール
 0000年00月00日 (○) タイトルが入ります。タニキキスト、タニキキスト、
 0000年00月00日 (○) タイトルが入ります。タニキキスト、タニキキスト、
 0000年00月00日 (○) タイトルが入ります。タニキキスト、タニキキスト、

研修受講時間 (2年度分) が表示されます。「研修受講管理システムへ」をクリックすると、同システムのトップページへ遷移します。

直近の研修スケジュール (3件) が表示されます。「研修一覧」をクリックすると、研修受講管理システムの研修一覧へ遷移します。

○研修受講管理システムから視聴します。

※会員専用ページからログイン不要で「研修受講管理システム」へ移動できます。

○研修会ビデオを視聴する。

(1) 「マルチメディア研修 (日税連)」バナーをクリックします。

近畿税理士会
 研修受講管理システム

研修一覧、申込状況確認、受講履歴確認、自己申請、年度別受講記録

お知らせ
 ・【重要】自己申請 (「その他の研修」およびマルチメディア研修) は、研修部において認定の審査を行った後、受講記録に反映します。(実施要領第17条、第18条)。なお、認定状態については「自己申請確認」https://nichizeiren-kensyu.jp/Member/3koShinseKakurin から確認できます。
 ・変更時研修会の申し込みはこちら→http://www.knaze.or.jp/pasone/training/pdf/jutakusho.pdf 【ユーザー名: go /パスワード: kinki】
 ・認定団体研修会の申し込みはこちら→http://www.knaze.or.jp/pasone/training/certifying_group.html 【ユーザー名: go /パスワード: kinki】

2018年度
 受講時間 32時間 進捗率 88.8%

2017年度
 受講時間 27時間 進捗率 75%

マルチメディア研修 (日税連)
 日税連のマルチメディア研修を視聴できます。

(2) 視聴したい研修会を検索します (又は研修会一覧から探します)。

研修会検索
 研修会タイトル
 講師
 科目Ⅰ ▼選択してください ▼選択してください
 科目Ⅱ ▼選択してください ▼選択してください
 配信日 前 2018/12/19 後 2018/12/19
 配信 〇 本会 ● 日税連 ○ 日税連加盟団体

研修会タイトル	科目Ⅰ	科目Ⅱ	配信日	講師	認定時間	申請
中小企業支援に係る研修会 (1日目)	中小企業支援	中小企業税務	2018年09月11日(火)	玉越真治	4.0	申請済
中小企業支援に係る研修会 (2日目)	中小企業支援	中小企業税務	2018年09月11日(火)	小池正明、瀬野隆一	6.0	申請済
平成30年度 中小企業支援に係る研修会 (1日目)	税務	税務	2018年08月20日(月)	税理士・公認会計士・会計士	2.5	申請済

(3) 視聴したい研修会のタイトルをクリックします。

(4) 研修会詳細ページが表示されますので、「▶ (再生)」ボタンをクリックします。

(5) 視聴ページが表示されますので、「▶ (再生)」ボタンをクリックします。

○視聴後、研修受講時間として算入する場合は認定申請が必要です。

(6) 動画内に4桁の研修確認コードが表示されますので、同コードを控え、視聴後、受講記録の登録の際に入力してください。

(7) すべての動画視聴終了後に表示される「受講記録を登録する」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。
 ※同申請方法 (詳細) は次葉を参照願います。

「視聴サイトを開く」このタイトル欄に表示される動画再生ボタンをクリックすると該当マルチメディア配信サイトが開きます。

研修会タイトル: 中小企業支援に係る研修会 (1日目)
 研修内容: 事業承継の進め方と留意点等について (7月23日開催)

タイトル: 閉会の挨拶 事業承継の進め方 1 事業承継の進め方と留意点
 1 事業承継の進め方と留意点 (続き)
 2 事業承継情報収集方式の中止と経緯
 3 事業承継情報収集方式の中止と経緯 (続き)

この研修の研修確認コードは、4桁です。

受講記録を登録する

○受講時間の認定申請方法について

近畿税理士会 研修受講管理システム

研修一覧 申し込み状況確認 受講履歴確認 自己申請 年度別受講記録

マルチメディア受講認定申請

お知らせ

研修会検索

研修会タイトル

講師

科目Ⅰ

科目Ⅱ

配信日

配信

研修会タイトル	科目Ⅰ	科目Ⅱ	配信日	講師	認定時間	視聴申請
(DVD研修) 令和元年度第2回研修会「民法(相続関係)改正と税務への影響～配偶者居住権の創設をはじめとして～」	法律(税法以外)民法		2019年09月18日(水)	税理士 藤田 進 氏	3.0	申請
(マルチメディア研修)全国統一研修会①「真判例からみる相続実務～税法知識の関連点～」(前半)	税法		2019年08月27日(火)	広島修道大学法学部教授 栗谷 隆 氏	3.5	視聴申請
(マルチメディア研修)全国統一研修会②「真判例からみる相続実務～税法知識の関連点～」(後半)	税法		2019年08月27日(火)	広島修道大学法学部教授 栗谷 隆 氏	1.5	視聴申請

○ 受講記録を登録する

(1) 画面上部メニューの「自己申請」をクリックし、「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

(2) 申請したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。

☆日税連主催研修会ビデオ(他会提供研修を含む)を視聴した場合は、配信欄の「○日税連」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

(3) 申請したい研修会の「申請」ボタンをクリックします。

※研修受講管理システムにログインし、研修会ビデオの視聴終了後に表示される「受講記録申請」又は「受講記録を登録する」ボタンをクリックした場合は、この申請画面に直接移動します。

以下の受講記録を登録します。
よろしければ「登録確認」ボタンを押してください。

研修会タイトル : (DVD研修) 令和元年度第2回研修会「民法(相続関係)改正と税務への影響～配偶者居住権の創設をはじめとして～」

配信日時 : 2019年09月18日(水) 13:30～16:30

認定時間 : 3.0時間

受講日 : 例:2019/11/19

研修会確認コード

戻る 登録確認

(4) 「受講日」(視聴した日)を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。
※研修会確認コードは空欄のままにしてください。

☆日税連主催研修会の受講記録の登録には、(動画内に表示される)4桁の研修会確認コードを入力する必要があります。

以下の受講記録を登録します。
よろしければ「登録」ボタンを押してください。

研修会タイトル : (DVD研修) 令和元年度第2回研修会「民法(相続関係)改正と税務への影響～配偶者居住権の創設をはじめとして～」

配信日時 : 2019年09月18日(水) 13:30～16:30

認定時間 : 3.0時間

受講日 : 2019年11月19日(火)

戻る 登録

(5) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。

(6) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

確認 C-3060201

自己申請を登録します。よろしいですか?

はい いいえ

(留意事項)

会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録の登録はできません。

創立30周年 新たな賛助会員 制度を開始いたしました

平成26年4月1日より
賛助会員制度を刷新し、
新サービスを開始いたしました。
サービス向上に努め、大幅に
特典が充実しております。
ぜひご入会ください。

会費(年額)

15,000円～

普通会員:15,000円
特別会員:20,000円
法人会員:30,000円
名誉会員:10万円以上

賛助会員募集

会員特典

- ◆租税ゼミナールの受講料割引
- ◆機関誌「税研」の無料配布
- ◆「税務事例研究」年度版 CD-ROMの無料配布
- ◆当センター刊行物の割引購入(2割引)
- ◆当センター刊行物の電子書籍サービス
- ◆図書室蔵書の貸出利用
(貸出冊数:2冊、貸出期間:2週間)
- ◆コピーサービスの利用
- ◆日税研通信ゼミ審査料免除

+

特別会員限定

- ◆研究紀要「日税研論集」の無料配布
- ◆当センター刊行物の割引購入(3割引)
- ◆図書室蔵書の貸出利用
(貸出冊数:4冊、貸出期間:4週間)
- ◆コピー代金の月末締請求を利用可能
- ◆税務相談室の優先利用

詳しい情報は下記Webサイトより
アクセスしてご覧ください。

日税研

検索

<http://www.jtri.or.jp>

日本で最大の
税に関する
民間シンクタンク

「税」の未来はここからかわる

公益財団法人日本税務研究センター

公益財団法人日本税務研究センターは、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的な調査研究を行い、それらを広く一般に公開することによりわが国の申告納税制度の進歩発展とその普及啓蒙等に資することを目的に活動しています。

研究者、実務家、税理士をはじめ、広く一般国民に向け、税務に関する有益な情報を提供しております。

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館1階

お問い合わせ **03-5435-0912**

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

賛助会員入会申込書

会員種別	特別会員又は普通会員をお選びください。 <input type="checkbox"/> 特別会員(年額 20,000円) <input type="checkbox"/> 普通会員(年額 15,000円)		
フリガナ			
氏名			
所属税理士会	税理士会		
所属支部	支部		
税理士登録番号			
住所	〒 _____		
電話番号	— —	FAX番号	— —
E-Mail	@		メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

〔入会手続について〕

1. 必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。
2. 後日、当センターからお送りする正式の入会申込書(兼口座振替依頼書)に所要事項をご記入し、ご返送ください。初年度の会費は、上記申込書に同封の専用払込用紙により払い込みください。
3. 当センターで確認後、会員証をお送ります。

--	--	--	--

日本税務研究センター使用欄	
---------------	--

